官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（二一）　三
○道路法等の一部を改正する法律（二二）　七
〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（一七八）　三
○道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七九）　三
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八〇）　三
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務一〇）　三
○独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（外務・財務一）　三
○道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五六）　三
〔法規的告示〕
○事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）　三
○降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示（気象庁三）　三
〔その他告示〕
○第十二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を定める件（財務一一九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済規程等の一部変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、特定空家等関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（法律第二一号）（外務省）

1　開発途上地域の法人等に対する有償資金協力の拡充による民間資金動員の促進

㈠　手法として、改正前の資金の貸付け及び出資に加え、債務の保証及び債券の取得を追加することとした。（第三条、第一三条第一項第二号、第一四条第一項及び第二項、第一八条第二項並びに第四二条第三項第一号関係）

㈡　改正前の開発事業に係る業務に加え、開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画に係る業務を追加することとした。（第一三条第一項第二号及び第一四条第三項関係）

2　国際協力機構の無償資金協力について、その手法として、改正前の開発途上地域の政府等に対する資金の贈与に加え、国際協力機構による財産の贈与及び開発途上地域の政府等に代わっての債務の弁済を追加することとした。（第三条、第一三条第一項第三号及び第三五条関係）

3　国際協力機構の委託により行う開発途上地域に対する技術協力について、その委託先を、改正前に列挙されていた主体に加え、国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者、独立行政法人及び学校等にも拡大することとした。（第一三条第一項第四号関係）

4　有償資金協力業務の財源に充てる長期借入金について、改正前の政府からの借入れに加え、主務大臣が指定する者からの借入れを可能とすることとした。（第三二条第一項関係）

5　無償資金協力のために国際協力機構が管理している資金であって外務大臣が中断したと認める計画に係るもののうち、中断したと認める時点で当該計画に必要となることが見込まれる資金以外の資金について、国庫に納付しなければならないこととし、また、外務大臣の承認により翌事業年度までの贈与等に充てることを可能とすることとした。（第三五条第三項及び第四項並びに第四二条第一項第三号関係）

6　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

7　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

8　この法律は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律（法律第二二号）（国土交通省）

一　道路法の一部改正関係

1　道路網の整備に関する基本理念の創設

道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の整備及び管理の効率的かつ効果的な実施、道路の適正かつ合理的な利用の促進、道路の防災に関する機能の確保、道路の脱炭素化の推進等を通じ、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを基本理念として行わなければならないこととした。（第一条の二関係）

2　連携協力道路の管理の特例制度の創設

隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕等を関係道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）間における連携及び協力によって効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力道路」という。）について、関係道路管理者は、協議によりその管理の方法及び連携協力道路の管理に関する費用の分担の方法を別に定めることができることとした。（第二〇条の二及び第五五条の二関係）

3　道路啓開計画の策定

交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）を効

果的に行うため必要があると認められる場合において、当該災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項等について定めた道路啓開計画を作成することとした。（第二二条の三及び第二八条の二関係）

4　国土交通大臣による都道府県又は市町村が管理する道路の代行制度の拡充

㈠　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、道路の附属物である自動車駐車場について、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案して、災害復旧に関する工事等の実施のために必要な管理を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができることとした。（第一七条第七項関係）

㈡　国土交通大臣は、都道府県又は市町村からの要請に基づいて、重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場について、その管理の実施体制等を勘案して、新設及び改築等を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことができることとした。（第四八条の二九の五関係）

5　災害応急対策に資する施設等に係る道路への占用許可基準の緩和

道路管理者は、道路の附属物である自動車駐車場の合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められる災害応急対策に資する施設等であって、災害が発生した場合において防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものについて、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条第二項関係）

6　道路脱炭素化基本方針の策定

国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項等について定めた道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素化基本方針」という。）を定めることとした。（第四八条の六六関係）

7　道路脱炭素化推進計画の策定

㈠　道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関し、その管理する道路の脱炭素化の目標等について定めた計画（以下「道路脱炭素化推進計画」という。）を作成することができることとした。（第四八条の六七関係）

㈡　道路管理者は、道路の脱炭素化に資する施設等として政令で定めるものであって道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして政令で定める場所に設けられるもの（道路脱炭素化推進計画においてその設置に関する事項が定められたものに限る。）について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても、道路の占用の許可を与えることができることとした。（第三三条第二項関係）

二　道路整備特別措置法の一部改正関係

国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社からの要請に基づいて、地方道路公社が管理する道路（以下「公社管理道路」という。）について、当該地方道路公社における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案して、公社管理道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であって、高度の技術等を要するものを当該地方道路公社に代わって自ら行うことができることとした。（第三二条の二関係）

三　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正関係

国は、都道府県又は市町村が道路の占用の許可を受けて一の5の災害応急対策に資する施設等を設置しようとする者に対し、その設置に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、当該貸付けに必要な資金の一部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができることとした。（第一条及び第五条関係）

四　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇外務省組織令の一部を改正する政令（政令第一七八号）（外務省）

1　独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、国際協力局等の所掌事務につき所要の改正を行うこととした。（第一条及び第六九条関係）

2　この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二一号）の施行の日から施行することとした。

◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一七九号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一条の七第一項及び第四条の四第一項関係）

2　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定めることとした。（第二条関係）

3　国土交通大臣は、道路管理者に代わって指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道の災害復旧等を行う場合において、占用許可等に係る警察署長への協議及び災害対策基本法第七六条の六に基づく災害時における車両の移動の措置等を道路管理者に代わって自ら行うことができることとした。（第四条第一項、第四条の四第一項第五号及び第五条の二第一項第三号関係）

二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

国土交通大臣が地方道路公社に代わって地方道路公社が管理する道路の災害復旧等に関する工事を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めることとした。（第一一条の二及び第一一条の三関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八〇号）（厚生労働省）

1　建築物環境衛生管理技術者試験の受験手数料の額を一万七、九〇〇円とすることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十一号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「有償及び無償の資金供与による協力」を「有償資金協力及び無償資金協力」に改める。

第十三条第一項第二号中「有償の資金供与による協力（資金の供与」を「有償資金協力（資金の貸付け、債務の保証、社債若しくはこれに準ずる債券（以下「社債等」という。）の取得又は出資（以下この号において「資金の供与等」という。）をすることによって行われる協力をいい、資金の供与等」に、「有償資金協力」という。」を「同じ。」に改め、同号ロ中「又は当該事業」を「当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業」に改め、同号に次のように加える。

ハ　我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その設定する計画であって開発途上地域の経済及び社会の持続可能性の向上に資するものの達成に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、又は当該資金の調達のために発行される社債等を取得すること。

第十三条第一項第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に、「を贈与する」を「その他の財産を贈与し、又は開発途上地域の政府等に代わってその債務を弁済する」に、「いい、以下「無償資金協力」という」を「いう。以下同じ」に改め、同項第四号中「その他民間の団体等」を「その他の我が国の民間の団体その他国際協力に係る知見、技術その他の能力を勘案して外務大臣が指定する者」に改め、「奉仕活動又は」の下に「通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、「を加え、「大学」を「学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「貸付け」の下に「、債務の保証、社債等の取得」を加え、同条第三項中「事業計画又は」を「事業計画、」に改め、「関する計画」の下に「又は同号ハの経済及び社会の持続可能性の向上に資する計画」を加える。

第十七条第二項第二号中「利息」の下に「、債務保証料、社債等の利子」を加え、「利子及び」を「利子並びに」に改める。

第十八条第二項第二号中「附則第二条第五項」を「附則第二条第七項」に改める。

第三十二条第一項中「政府」を「政府その他主務大臣が指定する者」に改める。

第三十五条第一項中「おける贈与」の下に「又は債務の弁済」を加え、「贈与」を「贈与等」に改め、同条第二項中「贈与」を「贈与等」に改め、「として」の下に「、無償資金協力の計画ごとに」を加え、同条第三項ただし書中「贈与」を「贈与等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　機構は、第一項の規定により資金の交付を受けた無償資金協力の計画が中断したと外務大臣が認めるときは、その時点において当該計画の贈与等に充てるために必要となることが見込まれる資金を除き、当該計画のために管理している資金を国庫に納付しなければならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、当該計画のために管理している資金の全部又は一部を当該計画が中断したと外務大臣が認めた日を含む事業年度の翌事業年度までの贈与等に充てることができる。

第四十二条第一項第三号中「第三十五条第三項」を「第三十五条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同条第三項第一号中「貸付け」を「機構が貸し付け、その債務の保証を行い、その社債等を取得し、」に、「受ける」を「する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（外務省設置法の一部改正）

3　外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十二号

道路法等の一部を改正する法律

（道路法の一部改正）

第一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「管理（」の下に「第一号及び第二号に定める管理にあつては」を「認められるもの」の下に「に限り、第三号に定める管理にあつては当該都道府県又は市町村が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるもの」を加え、同項に次の一号を加える。

三　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場　新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理（第十三条第三項、この項又は第四十八条の十九第一項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限る。）

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

（道路啓開計画）

第二十二条の三　交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）は、第二十八条の二第一項に規定する協議会における協議を行つた結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。）を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画（以下「道路啓開計画」という。）を定めるものとする。

2　道路啓開計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　対象となる災害の種類

二　前号に掲げる災害（以下この条において「対象災害」という。）が発生した場合における密接関連道路の維持の実施に関する目標

三　前号の維持を優先的に実施する必要のある密接関連道路の路線及び区間

四　対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持の方法に関する事項
五　対象災害が発生した場合における密接関連道路の維持に必要な資材及び建設機械の備蓄又は調達に関する事項
六　密接関連道路の維持を効果的に行うための訓練に関する事項
七　対象災害が発生した場合における密接関連道路の被害の状況に関する情報の収集及び伝達の方法に関する事項
八　前各号に掲げるもののほか、道路啓開計画の実施に関し必要な事項

3　前項第四号に掲げる事項には、対象災害が発生した場合において道路管理者（密接関連道路管理者であるものに限る。）がその管理する道路以外の密接関連道路の維持を行うことができることを定めることができる。

4　道路啓開計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第九号に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

5　密接関連道路管理者は、道路啓開計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣である密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の密接関連道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めなければならない。

6　密接関連道路管理者は、定期的に、その定めた道路啓開計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7　第一項及び第五項の規定は、道路啓開計画の変更について準用する。

第二十四条中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に改める。

第二十七条第三項中「維持若しくは」を「維持」に改め、「災害復旧に関する工事」の下に「若しくは指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の管理」を加える。

第二十八条の二第一項中「交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は」を「密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整」に改め、「をいう。」の下に「の改良の方法に関する協議」を加える。

第三十三条第二項第四号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第五十条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第十七条第七項の規定による指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

4　第十七条第七項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「工事を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条　道路法の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」に、「第十四節　道路協力団体（第四十八条の六十―第四十八条の六十五）」を「第十四節　道路協力団体（第四十八条の六十―第四十八条の六十五）　第十五節　道路の脱炭素化の推進（第四十八条の六十六・第四十八条の六十七）」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　道路網の整備は、道路が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現並びに自立的で個性豊かな地域社会の形成に重要な役割を果たすものであることに鑑み、道路の脱炭素化の推進等により環境への負荷の低減に配慮しつつ、道路の整備及び管理を効率的かつ効果的に実施し、並びに道路の適正かつ合理的な利用を促進し、併せて道路の防災に関する機能を確保することにより、将来にわたり安全かつ円滑な交通の確保と道路及びその周辺の地域における快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行われなければならない。

第十九条第一項中「本条及び第五十四条中」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（連携協力道路の管理）

第二十条の二　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。）のうち、その維持、修繕その他の管理を関係道路管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（第二十七条第五項及び第五十五条の二において「連携協力道路」という。）については、関係道路管理者は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

第二十一条中「前条」を「第二十条」に、「除く外」を「除き」に改める。

第二十四条中「又は第四十八条の二十二第一項」を「、第四十八条の二十二第一項又は第四十八条の二十九の五第一項」に改める。

第二十七条第五項中「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は第二十条の二第一項の規定による協議に基づき道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合に」に改める。

第二十九条に次の一項を加える。

2　道路の構造は、道路の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、道路の整備及び管理並びに利用に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下この項において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいい、道路の適正かつ合理的な利用（道路を構成する敷地の上の空間又は地下を有効に活用することを含む。）を通じて社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減を促進することを含む。以下同じ。）の推進その他の措置により環境への負荷の低減が図られるように配慮されたものでなければならない。

第三十三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場」を「道路の附属物である自動車駐車場」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「定めるもの」の下に「（第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場以外の自動車駐車場内に設けられるものにあつては、当該自動車駐車場をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものであつて、災害が発生した場合において同項の防災拠点自動車駐車場その他の場所へ移動させることができるものに限る。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する歩行者利便増進道路」を「の歩行者利便増進道路」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路の脱炭素化に資するものとして政令で定めるもの（以下「脱炭素化施設等」という。）で、道路の交通に支障を及ぼすおそれが少ないものとして脱炭素化施設等ごとに政令で定める場所に設けられるもの（第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画に同条第二項第二号に掲げる事項としてその設置に関する事項が定められたものに限る。）

第三十三条第六項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第四号」に改める。

第四十八条の二十九の二第一項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第三章第九節の二中第四十八条の二十九の七を第四十八条の二十九の八とし、第四十八条の二十九の六を第四十八条の二十九の七とする。

第四十八条の二十九の五第一項中「第四十八条の二十九の七」を「第四十八条の二十九の八」に改め、同条を第四十八条の二十九の六とし、第四十八条の二十九の四の次に次の一条を加える。

（防災拠点自動車駐車場の管理の特例）

第四十八条の二十九の五　国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における防災拠点自動車駐車場の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路（国土交通大臣が管理する道路若しくは都道府県若しくは市町村が管理する重要物流道路等（第四十八条の十九第一項各号に掲げる道路をいう。以下この項において同じ。）と交通上密接な関連を有するもの又は重要物流道路等であるものに限る。）に附属する防災拠点自動車駐車場についてそれぞれ次の各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第十三条第一項、第十五条、第十六条、第十七条第一項から第三項まで及び第八十五条第二項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道　新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理

二　都道府県道又は市町村道　新設、改築又は修繕に関する工事

2　国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する道路に附属する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該防災拠点自動車駐車場の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3　第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の六十一第二号中「又は道路」を「若しくは道路」に、「又は施設」を「若しくは施設」に改め、「定めるもの」の下に「又は脱炭素化施設等」を加える。

第四十八条の六十五の見出しを「（道路の脱炭素化の推進等への協力）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

道路協力団体は、第四十八条の六十七第一項に規定する道路脱炭素化推進計画において同条第二項第二号に掲げる事項に道路協力団体の協力が必要な事項が定められたときは、当該道路脱炭素化推進計画に基づき道路管理者が実施する道路の脱炭素化の推進を図るための施策に協力するものとする。

第三章に次の一節を加える。

第十五節　道路の脱炭素化の推進

（道路脱炭素化基本方針）

第四十八条の六十六　国土交通大臣は、道路の脱炭素化の推進に関する基本的な方針（以下「道路脱炭素化基本方針」という。）を定めるものとする。

2　道路脱炭素化基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　道路の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項

二　道路の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三　道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

3　道路脱炭素化基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

4　国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　国土交通大臣は、道路脱炭素化基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（道路脱炭素化推進計画）

第四十八条の六十七　道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画（以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。）を定めることができる。

2　道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　道路の脱炭素化の目標

二　前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

3　道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

4　道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

第五十条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条に次の一項を加える。

5　第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築及び災害復旧以外の管理に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「管理を行う場合、」の下に「指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合、」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理を行う場合に」に、「第七項まで又は第五十一条」を「第八項まで、第五十一条又は第八十五条第四項」に改め、同条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（連携協力道路の管理に要する費用）

第五十五条の二　第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で連携協力道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

第七十三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第七十九条第一項中「道路整備計画」の下に「、道路脱炭素化基本方針」を加える。

第八十五条第三項中「の場合においては」の下に「、次項の場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設又は改築に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第九十七条第一項第一号中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

第百二条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。

2　第四十八条の五十一第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四条第三号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第百七条中「第百二条第四号」を「第百二条第二項」に改める。

第百九条中「又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第九条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　道路法第二十二条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこれを公表すること。

第九条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。）を組織すること。

第九条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第九条第十一項中「まで」の下に「、第十二号の二」を加える。

第十四条中「第四十八条の十九第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加える。

第十七条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　道路法第二十二条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により道路啓開計画を定め、又はこれを変更し、及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定によりこれを公表すること。

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　道路法第二十八条の二第一項の規定により協議会（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものに限る。）を組織すること。

第十七条第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　道路法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。

第三十条第一項第三号及び第三十一条第一項第一号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加える。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（災害が発生した場合における公社管理道路の管理の特例）

第三十二条の二　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、地方道路公社から要請があり、かつ、当該地方道路公社における公社管理道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該公社管理道路について次に掲げる管理を当該地方道路公社に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十四条及び第十五条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一　維持（道路の啓開のために行うものに限る。）及び災害復旧に関する工事であつて、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるもの

二　公社管理道路に附属する自動車駐車場の管理（新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理であつて、当該公社管理道路について前号に掲げる管理を行うために必要と認められ、かつ、当該地方道路公社が自らこれを的確かつ迅速に行うことが困難であると認められるものに限る。）

2　地方道路公社は、前項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該要請に係る公社管理道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、当該地方道路公社及び当該公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公示しなければならない。当該管理の全部又は一部を完了したときも、同様とする。

4　国土交通大臣は、第一項の規定により同項各号に掲げる管理を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該地方道路公社に代わつてその権限を行うものとする。

5　第一項の場合におけるこの法律の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　第四項の規定により地方道路公社に代わつてその権限を行う国土交通大臣は、道路法第八章（第百九条を除く。）の規定の適用については、道路管理者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣が行う公社管理道路に係る工事に関する費用負担の特例）

第三十七条の二　第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が行う公社管理道路の災害復旧に関する工事に要する費用は、国が補助金相当額（地方道路公社が自ら当該工事を行うこととした場合に地方道路公社法第三十条第一項の規定により国が当該地方道路公社に補助することができる金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該地方道路公社が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第三十八条第一項中「前条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第五十四条第一項中「が道路整備特別措置法」の下に「（昭和三十一年法律第七号）」を加え、「道路整備特別措置法第八条第一項第三十八号又は第十七条第一項第三十四号」を「同法第八条第一項第三十九号又は第十七条第一項第三十五号」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる自動運行補助施設」の下に「及び同法第三十三条第二項第五号に掲げる工作物又は施設」を加え、「単に「自動運行補助施設」を「「自動運行補助施設等」に改める。

第三条中「関する工事」の下に「及び同法第四十八条の二十九の五第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に附属する同法第四十八条の二十九の二第一項の防災拠点自動車駐車場の新設、改築又は修繕に関する工事」を加え、「当該工事」を「これらの工事」に、「及び第二項」を「、第二項及び第五項並びに第八十五条第四項」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「自動運行補助施設」を「自動運行補助施設等」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条及び第三条（道路整備特別措置法第四条の改正規定、同法第九条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第十四条の改正規定及び同法第十七条第一項第三十三号の次に一号を加える改正規定を除く。）の規定並びに次条並びに附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（道路脱炭素化基本方針に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の道路法第四十八条の六十六第四項の規定の例により、同条第一項に規定する道路脱炭素化基本方針の案について環境大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。

（負担金等の強制徴収に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の道路法第七十三条の規定は、施行日以後に徴収する道路法第七十三条第一項に規定する負担金等並びに同条第二項に規定する手数料及び延滞金について適用し、施行日前に徴収した当該負担金等並びに当該手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の項第一号イ中「第五十八条第一項」を「第五十五条の二、第五十八条第一項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第七条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の二十二第三項又は第四十八条の二十九の五第二項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第六項」を「第七項」に改める。

第九条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「第七項」を「第八項」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

政令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十八号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号及び第六十九条第八号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

附　則

この政令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行の日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百七十九号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第四十八条の十九第二項及び第三項並びに第五十三条第一項、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第四項及び第五項並びに第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表一の項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同表九の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同表十一の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同条第三項の表四の項中「、第二十八条の二第一項」を削り、同表中二十八の項を二十九の項とし、十七の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十五の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項中「第三項」の下に「、第四十八条の六十第二項、第四十八条の六十二第四項」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六	第二十八条の二第一項	密接関連道路の管理を行う二以上の道路管理者等は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整	密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整

第一条の七第四項の表三の項中「及び第二項第三号」を「、第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表四の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第六項の表九の項中「及び第二項第三号」を「、第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「及び第三項」を「から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同条第八項中「十二の項、十九の項及び二十一の項」を「十三の項、二十の項及び二十二の項」に改め、同項の表七の項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二条の見出し中「工事等」を「管理」に改め、同条第一項中「工事等」を「管理」に改め、「（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「工事の」を「管理の」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工事」の下に「又は指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同条第二項中「工事等」を「管理」に改める。

第四条第一項第六号中「与え」の下に「、法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第七号中「指定する」を「指定し、及び法第三十三条第三項（同条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第十三号中「通知し」の下に「、法第三十九条の四第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第十五号中「をする」を「をし、及び法第三十九条の六第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第二十六号中「行い」の下に「、同条第三項の規定により協議し」を加え、同条第二項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同項第六号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第三項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の四第一項中「維持又は」を「道路の維持若しくは」に改め、「工事」の下に「又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定し、及び必要な措置をとることを命じ、同条第二項の規定により当該区間を周知させる措置をとり、同条第三項の規定により自ら必要な措置をとり、及び車両その他の物件を破損し、並びに同条第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第四条の四第三項中「維持又は工事」を「管理」に改める。

第五条の二第一項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四条の四第一項第五号に掲げる権限

第五条の二第三項中「維持」を「管理」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」を「第九号から第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」に改める。

第六条第二項第二号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「又は第七号」を削り、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第六条第六項第一号中「、第七号」を削り、「第八号、第九号、第十一号」を「第七号、第八号、第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号まで」を「第十号まで」に改め、同条第八項中「第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第四条の二第一項第三号に掲げる権限

二　第五項各号に掲げる権限

三　法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第六条第九項第一号中「第三号及び第七号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十項中「、第七号」を削り、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号」を「第十号」に改める。

第七条第十四号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十条中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改め、同条第三項中「又は市町村道」を「若しくは市町村道」に、「維持又は」を「維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改める。

第二十三条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に改め、同条第四項中「又は市町村道の維持又は」を「若しくは市町村道の維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「当該」を「これらの」に改める。

第三十九条第二項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第四十一条第二項第十四号中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に、「同条第八項」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

（地方道路公社の権限の代行）

第十一条の二　法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う権限（第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。

一　法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、次に掲げるもの

イ　法第十七条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、第二十号、第二十四号、第二十八号、第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に掲げる権限

ロ　法第十七条第一項第二号に掲げる権限のうち、道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

ハ　法第十七条第一項第二十一号に掲げる権限のうち、道路法第四十五条第一項、第四十七条の十五及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

ニ　法第十七条第一項第二十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十六条第一項及び第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

ホ　法第十七条第一項第二十七号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十四の規定により必要な措置をすることを命ずること。

ヘ　法第十七条第一項第三十五号に掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るもの並びに同法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合において同法第七十一条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることを除く。

ト　法第十七条第一項第三十八号に掲げる権限のうち、道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二　法第十七条第六項の規定により道路管理者の意見を聴き、又は道路管理者に通知すること。

三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第八項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う同条第一項から第四項までの規定による権限

2　国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3　国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて第一項第一号イに掲げる権限のうち法第十七条第一項第二十八号に掲げるもの（道路法第四十七条の十八第一項の規定により締結することに限る。）を行おうとするときは、地方道路公社の意見を聴かなければならない。

4　国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を地方道路公社に通知しなければならない。

一　第一項第一号イに掲げる権限のうち、次に掲げるもの

イ　法第十七条第一項第一号又は第十号に掲げる権限

ロ　法第十七条第一項第九号に掲げる権限のうち、道路法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可すること。

ハ　法第十七条第一項第十二号に掲げる権限のうち、道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

ニ　法第十七条第一項第二十八号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十八第一項の規定により締結すること。

ホ　法第十七条第一項第三十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十八条の六十四の規定による協議（当該協議が成立することをもつて、同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

二　第一項第一号ヘに掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは同法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

5　国土交通大臣が代行する権限は、法第三十二条の二第三項前段の規定に基づき公示された同条第一項各号に掲げる管理の開始の日から同条第三項後段の規定に基づき公示された当該管理の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。

（管理の特例の場合の読替規定）

第十一条の三　法第三十二条の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者」というのは「共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十条第二項中「国土交通大臣である道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九条の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地方道路公社等は」と、同法第四十七条の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しくは同法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七条の十五第一項中「道路管理者は、第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「場合においては」とあるのは「地方道路公社等は」と、「、道路管理者」とあるのは「、地方道路公社等」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

項	一			
読み替える道路法の規定	第二条第二項第二号			
読み替えられる字句	第十八条第一項に規定する道路管理者	地方道路公社	法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた字句	地方道路公社又は国土交通大臣（以下「地方道路公社等」という。）
二	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第十八条第一項に規定する道路管理者	地方道路公社	地方道路公社等
三	第十八条第一項	第十二条、第十三条第一項、第十五条、第十六条又は第三項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）		地方道路公社等

四	五	六
第二十条第一項、第九十三条	第二十条第五項	第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第三十条第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の二第一項、第四十一条の二第二項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条第二項、第四十五条第三項、第四十七条第一項、第四十七条第二項、第四十七条第三項、第四十九条第一項、第四十九条第二項、第四十九条第三項、第四十九条第四項、第四十九条第五項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十一条第二項、第五十一条第三項、第五十一条第四項、第五十一条第五項、第五十一条第六項、第五十一条第七項、第五十一条第八項、第五十一条第九項、第五十一条第十項、第五十一条第十一項、第五十一条第十二項、第五十一条第十三項、第五十一条第十四項、第五十一条第十五項、第五十一条第十六項、第五十一条第十七項、第五十一条第十八項、第五十一条第十九項、第五十一条第二十項、第五十一条第二十一項、第五十一条第二十二項、第五十一条第二十三項、第五十一条第二十四項、第五十一条第二十五項、第五十一条第二十六項、第五十一条第二十七項、第五十一条第二十八項、第五十一条第二十九項、第五十一条第三十項、第五十一条第三十一項、第五十一条第三十二項、第五十一条第三十三項、第五十一条第三十四項、第五十一条第三十五項、第五十一条第三十六項、第五十一条第三十七項、第五十一条第三十八項、第五十一条第三十九項、第五十一条第四十項、第五十一条第四十一項、第五十一条第四十二項、第五十一条第四十三項、第五十一条第四十四項、第五十一条第四十五項、第五十一条第四十六項、第五十一条第四十七項、第五十一条第四十八項、第五十一条第四十九項、第五十一条第五十項、第五十一条第五十一項、第五十一条第五十二項、第五十一条第五十三項、第五十一条第五十四項、第五十一条第五十五項、第五十一条第五十六項、第五十一条第五十七項、第五十一条第五十八項、第五十一条第五十九項、第五十一条第六十項、第五十一条第六十一項、第五十一条第六十二項、第五十一条第六十三項、第五十一条第六十四項、第五十一条第六十五項、第五十一条第六十六項、第五十一条第六十七項、第五十一条第六十八項、第五十一条第六十九項、第五十一条第七十項、第五十一条第七十一項、第五十一条第七十二項、第五十一条第七十三項、第五十一条第七十四項、第五十一条第七十五項、第五十一条第七十六項、第五十一条第七十七項、第五十一条第七十八項、第五十一条第七十九項、第五十一条第八十項、第五十一条第八十一項、第五十一条第八十二項、第五十一条第八十三項、第五十一条第八十四項、第五十一条第八十五項、第五十一条第八十六項、第五十一条第八十七項、第五十一条第八十八項、第五十一条第八十九項、第五十一条第九十項、第五十一条第九十一項、第五十一条第九十二項、第五十一条第九十三項、第五十一条第九十四項、第五十一条第九十五項、第五十一条第九十六項、第五十一条第九十七項、第五十一条第九十八項、第五十一条第九十九項、第五十一条第百項、第五十一条第百一項、第五十一条第百二項、第五十一条第百三項、第五十一条第百四項、第五十一条第百五項、第五十一条第百六項、第五十一条第百七項、第五十一条第百八項、第五十一条第百九項、第五十一条第百十項、第五十一条第百十一項、第五十一条第百十二項、第五十一条第百十三項、第五十一条第百十四項、第五十一条第百十五項、第五十一条第百十六項、第五十一条第百十七項、第五十一条第百十八項、第五十一条第百十九項、第五十一条第百二十項、第五十一条第百二十一項、第五十一条第百二十二項、第五十一条第百二十三項、第五十一条第百二十四項、第五十一条第百二十五項、第五十一条第百二十六項、第五十一条第百二十七項、第五十一条第百二十八項、第五十一条第百二十九項、第五十一条第百三十項、第五十一条第百三十一項、第五十一条第百三十二項、第五十一条第百三十三項、第五十一条第百三十四項、第五十一条第百三十五項、第五十一条第百三十六項、第五十一条第百三十七項、第五十一条第百三十八項、第五十一条第百三十九項、第五十一条第百四十項、第五十一条第百四十一項、第五十一条第百四十二項、第五十一条第百四十三項、第五十一条第百四十四項、第五十一条第百四十五項、第五十一条第百四十六項、第五十一条第百四十七項、第五十一条第百四十八項、第五十一条第百四十九項、第五十一条第百五十項、第五十一条第百五十一項、第五十一条第百五十二項、第五十一条第百五十三項、第五十一条第百五十四項、第五十一条第百五十五項、第五十一条第百五十六項、第五十一条第百五十七項、第五十一条第百五十八項、第五十一条第百五十九項、第五十一条第百六十項、第五十一条第百六十一項、第五十一条第百六十二項、第五十一条第百六十三項、第五十一条第百六十四項、第五十一条第百六十五項、第五十一条第百六十六項、第五十一条第百六十七項、第五十一条第百六十八項、第五十一条第百六十九項、第五十一条第百七十項、第五十一条第百七十一項、第五十一条第百七十二項、第五十一条第百七十三項、第五十一条第百七十四項、第五十一条第百七十五項、第五十一条第百七十六項、第五十一条第百七十七項、第五十一条第百七十八項、第五十一条第百七十九項、第五十一条第百八十項、第五十一条第百八十一項、第五十一条第百八十二項、第五十一条第百八十三項、第五十一条第百八十四項、第五十一条第百八十五項、第五十一条第百八十六項、第五十一条第百八十七項、第五十一条第百八十八項、第五十一条第百八十九項、第五十一条第百九十項、第五十一条第百九十一項、第五十一条第百九十二項、第五十一条第百九十三項、第五十一条第百九十四項、第五十一条第百九十五項、第五十一条第百九十六項、第五十一条第百九十七項、第五十一条第百九十八項、第五十一条第百九十九項、第五十一条第二百項、第五十一条第二百一項、第五十一条第二百二項、第五十一条第二百三項、第五十一条第二百四項、第五十一条第二百五項、第五十一条第二百六項、第五十一条第二百七項、第五十一条第二百八項、第五十一条第二百九項、第五十一条第二百十項、第五十一条第二百十一項、第五十一条第二百十二項、第五十一条第二百十三項、第五十一条第二百十四項、第五十一条第二百十五項、第五十一条第二百十六項、第五十一条第二百十七項、第五十一条第二百十八項、第五十一条第二百十九項、第五十一条第二百二十項、第五十一条第二百二十一項、第五十一条第二百二十二項、第五十一条第二百二十三項、第五十一条第二百二十四項、第五十一条第二百二十五項、第五十一条第二百二十六項、第五十一条第二百二十七項、第五十一条第二百二十八項、第五十一条第二百二十九項、第五十一条第二百三十項、第五十一条第二百三十一項、第五十一条第二百三十二項、第五十一条第二百三十三項、第五十一条第二百三十四項、第五十一条第二百三十五項、第五十一条第二百三十六項、第五十一条第二百三十七項、第五十一条第二百三十八項、第五十一条第二百三十九項、第五十一条第二百四十項、第五十一条第二百四十一項、第五十一条第二百四十二項、第五十一条第二百四十三項、第五十一条第二百四十四項、第五十一条第二百四十五項、第五十一条第二百四十六項、第五十一条第二百四十七項、第五十一条第二百四十八項、第五十一条第二百四十九項、第五十一条第二百五十項、第五十一条第二百五十一項、第五十一条第二百五十二項、第五十一条第二百五十三項、第五十一条第二百五十四項、第五十一条第二百五十五項、第五十一条第二百五十六項、第五十一条第二百五十七項、第五十一条第二百五十八項、第五十一条第二百五十九項、第五十一条第二百六十項、第五十一条第二百六十一項、第五十一条第二百六十二項、第五十一条第二百六十三項、第五十一条第二百六十四項、第五十一条第二百六十五項、第五十一条第二百六十六項、第五十一条第二百六十七項、第五十一条第二百六十八項、第五十一条第二百六十九項、第五十一条第二百七十項、第五十一条第二百七十一項、第五十一条第二百七十二項、第五十一条第二百七十三項、第五十一条第二百七十四項、第五十一条第二百七十五項、第五十一条第二百七十六項、第五十一条第二百七十七項、第五十一条第二百七十八項、第五十一条第二百七十九項、第五十一条第二百八十項、第五十一条第二百八十一項、第五十一条第二百八十二項、第五十一条第二百八十三項、第五十一条第二百八十四項、第五十一条第二百八十五項、第五十一条第二百八十六項、第五十一条第二百八十七項、第五十一条第二百八十八項、第五十一条第二百八十九項、第五十一条第二百九十項、第五十一条第二百九十一項、第五十一条第二百九十二項、第五十一条第二百九十三項、第五十一条第二百九十四項、第五十一条第二百九十五項、第五十一条第二百九十六項、第五十一条第二百九十七項、第五十一条第二百九十八項、第五十一条第二百九十九項、第五十一条第三百項、第五十一条第三百一項、第五十一条第三百二項、第五十一条第三百三項、第五十一条第三百四項、第五十一条第三百五項、第五十一条第三百六項、第五十一条第三百七項、第五十一条第三百八項、第五十一条第三百九項、第五十一条第三百十項、第五十一条第三百十一項、第五十一条第三百十二項、第五十一条第三百十三項、第五十一条第三百十四項、第五十一条第三百十五項、第五十一条第三百十六項、第五十一条第三百十七項、第五十一条第三百十八項、第五十一条第三百十九項、第五十一条第三百二十項、第五十一条第三百二十一項、第五十一条第三百二十二項、第五十一条第三百二十三項、第五十一条第三百二十四項、第五十一条第三百二十五項、第五十一条第三百二十六項、第五十一条第三百二十七項、第五十一条第三百二十八項、第五十一条第三百二十九項、第五十一条第三百三十項、第五十一条第三百三十一項、第五十一条第三百三十二項、第五十一条第三百三十三項、第五十一条第三百三十四項、第五十一条第三百三十五項、第五十一条第三百三十六項、第五十一条第三百三十七項、第五十一条第三百三十八項、第五十一条第三百三十九項、第五十一条第三百四十項、第五十一条第三百四十一項、第五十一条第三百四十二項、第五十一条第三百四十三項、第五十一条第三百四十四項、第五十一条第三百四十五項、第五十一条第三百四十六項、第五十一条第三百四十七項、第五十一条第三百四十八項、第五十一条第三百四十九項、第五十一条第三百五十項、第五十一条第三百五十一項、第五十一条第三百五十二項、第五十一条第三百五十三項、第五十一条第三百五十四項、第五十一条第三百五十五項、第五十一条第三百五十六項、第五十一条第三百五十七項、第五十一条第三百五十八項、第五十一条第三百五十九項、第五十一条第三百六十項、第五十一条第三百六十一項、第五十一条第三百六十二項、第五十一条第三百六十三項、第五十一条第三百六十四項、第五十一条第三百六十五項、第五十一条第三百六十六項、第五十一条第三百六十七項、第五十一条第三百六十八項、第五十一条第三百六十九項、第五十一条第三百七十項、第五十一条第三百七十一項、第五十一条第三百七十二項、第五十一条第三百七十三項、第五十一条第三百七十四項、第五十一条第三百七十五項、第五十一条第三百七十六項、第五十一条第三百七十七項、第五十一条第三百七十八項、第五十一条第三百七十九項、第五十一条第三百八十項、第五十一条第三百八十一項、第五十一条第三百八十二項、第五十一条第三百八十三項、第五十一条第三百八十四項、第五十一条第三百八十五項、第五十一条第三百八十六項、第五十一条第三百八十七項、第五十一条第三百八十八項、第五十一条第三百八十九項、第五十一条第三百九十項、第五十一条第三百九十一項、第五十一条第三百九十二項、第五十一条第三百九十三項、第五十一条第三百九十四項、第五十一条第三百九十五項、第五十一条第三百九十六項、第五十一条第三百九十七項、第五十一条第三百九十八項、第五十一条第三百九十九項、第五十一条第四百項、第五十一条第四百一項、第五十一条第四百二項、第五十一条第四百三項、第五十一条第四百四項、第五十一条第四百五項、第五十一条第四百六項、第五十一条第四百七項、第五十一条第四百八項、第五十一条第四百九項、第五十一条第四百十項、第五十一条第四百十一項、第五十一条第四百十二項、第五十一条第四百十三項、第五十一条第四百十四項、第五十一条第四百十五項、第五十一条第四百十六項、第五十一条第四百十七項、第五十一条第四百十八項、第五十一条第四百十九項、第五十一条第四百二十項、第五十一条第四百二十一項、第五十一条第四百二十二項、第五十一条第四百二十三項、第五十一条第四百二十四項、第五十一条第四百二十五項、第五十一条第四百二十六項、第五十一条第四百二十七項、第五十一条第四百二十八項、第五十一条第四百二十九項、第五十一条第四百三十項、第五十一条第四百三十一項、第五十一条第四百三十二項、第五十一条第四百三十三項、第五十一条第四百三十四項、第五十一条第四百三十五項、第五十一条第四百三十六項、第五十一条第四百三十七項、第五十一条第四百三十八項、第五十一条第四百三十九項、第五十一条第四百四十項、第五十一条第四百四十一項、第五十一条第四百四十二項、第五十一条第四百四十三項、第五十一条第四百四十四項、第五十一条第四百四十五項、第五十一条第四百四十六項、第五十一条第四百四十七項、第五十一条第四百四十八項、第五十一条第四百四十九項、第五十一条第四百五十項、第五十一条第四百五十一項、第五十一条第四百五十二項、第五十一条第四百五十三項、第五十一条第四百五十四項、第五十一条第四百五十五項、第五十一条第四百五十六項、第五十一条第四百五十七項、第五十一条第四百五十八項、第五十一条第四百五十九項、第五十一条第四百六十項、第五十一条第四百六十一項、第五十一条第四百六十二項、第五十一条第四百六十三項、第五十一条第四百六十四項、第五十一条第四百六十五項、第五十一条第四百六十六項、第五十一条第四百六十七項、第五十一条第四百六十八項、第五十一条第四百六十九項、第五十一条第四百七十項、第五十一条第四百七十一項、第五十一条第四百七十二項、第五十一条第四百七十三項、第五十一条第四百七十四項、第五十一条第四百七十五項、第五十一条第四百七十六項、第五十一条第四百七十七項、第五十一条第四百七十八項、第五十一条第四百七十九項、第五十一条第四百八十項、第五十一条第四百八十一項、第五十一条第四百八十二項、第五十一条第四百八十三項、第五十一条第四百八十四項、第五十一条第四百八十五項、第五十一条第四百八十六項、第五十一条第四百八十七項、第五十一条第四百八十八項、第五十一条第四百八十九項、第五十一条第四百九十項、第五十一条第四百九十一項、第五十一条第四百九十二項、第五十一条第四百九十三項、第五十一条第四百九十四項、第五十一条第四百九十五項、第五十一条第四百九十六項、第五十一条第四百九十七項、第五十一条第四百九十八項、第五十一条第四百九十九項、第五十一条第五百項、第五十一条第五百一項、第五十一条第五百二項、第五十一条第五百三項、第五十一条第五百四項、第五十一条第五百五項、第五十一条第五百六項、第五十一条第五百七項、第五十一条第五百八項、第五十一条第五百九項、第五十一条第五百十項、第五十一条第五百十一項、第五十一条第五百十二項、第五十一条第五百十三項、第五十一条第五百十四項、第五十一条第五百十五項、第五十一条第五百十六項、第五十一条第五百十七項、第五十一条第五百十八項、第五十一条第五百十九項、第五十一条第五百二十項、第五十一条第五百二十一項、第五十一条第五百二十二項、第五十一条第五百二十三項、第五十一条第五百二十四項、第五十一条第五百二十五項、第五十一条第五百二十六項、第五十一条第五百二十七項、第五十一条第五百二十八項、第五十一条第五百二十九項、第五十一条第五百三十項、第五十一条第五百三十一項、第五十一条第五百三十二項、第五十一条第五百三十三項、第五十一条第五百三十四項、第五十一条第五百三十五項、第五十一条第五百三十六項、第五十一条第五百三十七項、第五十一条第五百三十八項、第五十一条第五百三十九項、第五十一条第五百四十項、第五十一条第五百四十一項、第五十一条第五百四十二項、第五十一条第五百四十三項、第五十一条第五百四十四項、第五十一条第五百四十五項、第五十一条第五百四十六項、第五十一条第五百四十七項、第五十一条第五百四十八項、第五十一条第五百四十九項、第五十一条第五百五十項、第五十一条第五百五十一項、第五十一条第五百五十二項、第五十一条第五百五十三項、第五十一条第五百五十四項、第五十一条第五百五十五項、第五十一条第五百五十六項、第五十一条第五百五十七項、第五十一条第五百五十八項、第五十一条第五百五十九項、第五十一条第五百六十項、第五十一条第五百六十一項、第五十一条第五百六十二項、第五十一条第五百六十三項、第五十一条第五百六十四項、第五十一条第五百六十五項、第五十一条第五百六十六項、第五十一条第五百六十七項、第五十一条第五百六十八項、第五十一条第五百六十九項、第五十一条第五百七十項、第五十一条第五百七十一項、第五十一条第五百七十二項、第五十一条第五百七十三項、第五十一条第五百七十四項、第五十一条第五百七十五項、第五十一条第五百七十六項、第五十一条第五百七十七項、第五十一条第五百七十八項、第五十一条第五百七十九項、第五十一条第五百八十項、第五十一条第五百八十一項、第五十一条第五百八十二項、第五十一条第五百八十三項、第五十一条第五百八十四項、第五十一条第五百八十五項、第五十一条第五百八十六項、第五十一条第五百八十七項、第五十一条第五百八十八項、第五十一条第五百八十九項、第五十一条第五百九十項、第五十一条第五百九十一項、第五十一条第五百九十二項、第五十一条第五百九十三項、第五十一条第五百九十四項、第五十一条第五百九十五項、第五十一条第五百九十六項、第五十一条第五百九十七項、第五十一条第五百九十八項、第五十一条第五百九十九項、第五十一条第六百項、第五十一条第六百一項、第五十一条第六百二項、第五十一条第六百三項、第五十一条第六百四項、第五十一条第六百五項、第五十一条第六百六項、第五十一条第六百七項、第五十一条第六百八項、第五十一条第六百九項、第五十一条第六百十項、第五十一条第六百十一項、第五十一条第六百十二項、第五十一条第六百十三項、第五十一条第六百十四項、第五十一条第六百十五項、第五十一条第六百十六項、第五十一条第六百十七項、第五十一条第六百十八項、第五十一条第六百十九項、第五十一条第六百二十項、第五十一条第六百二十一項、第五十一条第六百二十二項、第五十一条第六百二十三項、第五十一条第六百二十四項、第五十一条第六百二十五項、第五十一条第六百二十六項、第五十一条第六百二十七項、第五十一条第六百二十八項、第五十一条第六百二十九項、第五十一条第六百三十項、第五十一条第六百三十一項、第五十一条第六百三十二項、第五十一条第六百三十三項、第五十一条第六百三十四項、第五十一条第六百三十五項、第五十一条第六百三十六項、第五十一条第六百三十七項、第五十一条第六百三十八項、第五十一条第六百三十九項、第五十一条第六百四十項、第五十一条第六百四十一項、第五十一条第六百四十二項、第五十一条第六百四十三項、第五十一条第六百四十四項、第五十一条第六百四十五項、第五十一条第六百四十六項、第五十一条第六百四十七項、第五十一条第六百四十八項、第五十一条第六百四十九項、第五十一条第六百五十項、第五十一条第六百五十一項、第五十一条第六百五十二項、第五十一条第六百五十三項、第五十一条第六百五十四項、第五十一条第六百五十五項、第五十一条第六百五十六項、第五十一条第六百五十七項、第五十一条第六百五十八項、第五十一条第六百五十九項、第五十一条第六百六十項、第五十一条第六百六十一項、第五十一条第六百六十二項、第五十一条第六百六十三項、第五十一条第六百六十四項、第五十一条第六百六十五項、第五十一条第六百六十六項、第五十一条第六百六十七項、第五十一条第六百六十八項、第五十一条第六百六十九項、第五十一条第六百七十項、第五十一条第六百七十一項、第五十一条第六百七十二項、第五十一条第六百七十三項、第五十一条第六百七十四項、第五十一条第六百七十五項、第五十一条第六百七十六項、第五十一条第六百七十七項、第五十一条第六百七十八項、第五十一条第六百七十九項、第五十一条第六百八十項、第五十一条第六百八十一項、第五十一条第六百八十二項、第五十一条第六百八十三項、第五十一条第六百八十四項、第五十一条第六百八十五項、第五十一条第六百八十六項、第五十一条第六百八十七項、第五十一条第六百八十八項、第五十一条第六百八十九項、第五十一条第六百九十項、第五十一条第六百九十一項、第五十一条第六百九十二項、第五十一条第六百九十三項、第五十一条第六百九十四項、第五十一条第六百九十五項、第五十一条第六百九十六項、第五十一条第六百九十七項、第五十一条第六百九十八項、第五十一条第六百九十九項、第五十一条第七百項、第五十一条第七百一項、第五十一条第七百二項、第五十一条第七百三項、第五十一条第七百四項、第五十一条第七百五項、第五十一条第七百六項、第五十一条第七百七項、第五十一条第七百八項、第五十一条第七百九項、第五十一条第七百十項、第五十一条第七百十一項、第五十一条第七百十二項、第五十一条第七百十三項、第五十一条第七百十四項、第五十一条第七百十五項、第五十一条第七百十六項、第五十一条第七百十七項、第五十一条第七百十八項、第五十一条第七百十九項、第五十一条第七百二十項、第五十一条第七百二十一項、第五十一条第七百二十二項、第五十一条第七百二十三項、第五十一条第七百二十四項、第五十一条第七百二十五項、第五十一条第七百二十六項、第五十一条第七百二十七項、第五十一条第七百二十八項、第五十一条第七百二十九項、第五十一条第七百三十項、第五十一条第七百三十一項、第五十一条第七百三十二項、第五十一条第七百三十三項、第五十一条第七百三十四項、第五十一条第七百三十五項、第五十一条第七百三十六項、第五十一条第七百三十七項、第五十一条第七百三十八項、第五十一条第七百三十九項、第五十一条第七百四十項、第五十一条第七百四十一項、第五十一条第七百四十二項、第五十一条第七百四十三項、第五十一条第七百四十四項、第五十一条第七百四十五項、第五十一条第七百四十六項、第五十一条第七百四十七項、第五十一条第七百四十八項、第五十一条第七百四十九項、第五十一条第七百五十項、第五十一条第七百五十一項、第五十一条第七百五十二項、第五十一条第七百五十三項、第五十一条第七百五十四項、第五十一条第七百五十五項、第五十一条第七百五十六項、第五十一条第七百五十七項、第五十一条第七百五十八項、第五十一条第七百五十九項、第五十一条第七百六十項、第五十一条第七百六十一項、第五十一条第七百六十二項、第五十一条第七百六十三項、第五十一条第七百六十四項、第五十一条第七百六十五項、第五十一条第七百六十六項、第五十一条第七百六十七項、第五十一条第七百六十八項、第五十一条第七百六十九項、第五十一条第七百七十項、第五十一条第七百七十一項、第五十一条第七百七十二項、第五十一条第七百七十三項、第五十一条第七百七十四項、第五十一条第七百七十五項、第五十一条第七百七十六項、第五十一条第七百七十七項、第五十一条第七百七十八項、第五十一条第七百七十九項、第五十一条第七百八十項、第五十一条第七百八十一項、第五十一条第七百八十二項、第五十一条第七百八十三項、第五十一条第七百八十四項、第五十一条第七百八十五項、第五十一条第七百八十六項、第五十一条第七百八十七項、第五十一条第七百八十八項、第五十一条第七百八十九項、第五十一条第七百九十項、第五十一条第七百九十一項、第五十一条第七百九十二項、第五十一条第七百九十三項、第五十一条第七百九十四項、第五十一条第七百九十五項、第五十一条第七百九十六項、第五十一条第七百九十七項、第五十一条第七百九十八項、第五十一条第七百九十九項、第五十一条第八百項、第五十一条第八百一項、第五十一条第八百二項、第五十一条第八百三項、第五十一条第八百四項、第五十一条第八百五項、第五十一条第八百六項、第五十一条第八百七項、第五十一条第八百八項、第五十一条第八百九項、第五十一条第八百十項、第五十一条第八百十一項、第五十一条第八百十二項、第五十一条第八百十三項、第五十一条第八百十四項、第五十一条第八百十五項、第五十一条第八百十六項、第五十一条第八百十七項、第五十一条第八百十八項、第五十一条第八百十九項、第五十一条第八百二十項、第五十一条第八百二十一項、第五十一条第八百二十二項、第五十一条第八百二十三項、第五十一条第八百二十四項、第五十一条第八百二十五項、第五十一条第八百二十六項、第五十一条第八百二十七項、第五十一条第八百二十八項、第五十一条第八百二十九項、第五十一条第八百三十項、第五十一条第八百三十一項、第五十一条第八百三十二項、第五十一条第八百三十三項、第五十一条第八百三十四項、第五十一条第八百三十五項、第五十一条第八百三十六項、第五十一条第八百三十七項、第五十一条第八百三十八項、第五十一条第八百三十九項、第五十一条第八百四十項、第五十一条第八百四十一項、第五十一条第八百四十二項、第五十一条第八百四十三項、第五十一条第八百四十四項、第五十一条第八百四十五項、第五十一条第八百四十六項、第五十一条第八百四十七項、第五十一条第八百四十八項、第五十一条第八百四十九項、第五十一条第八百五十項、第五十一条第八百五十一項、第五十一条第八百五十二項、第五十一条第八百五十三項、第五十一条第八百五十四項、第五十一条第八百五十五項、第五十一条第八百五十六項、第五十一条第八百五十七項、第五十一条第八百五十八項、第五十一条第八百五十九項、第五十一条第八百六十項、第五十一条第八百六十一項、第五十一条第八百六十二項、第五十一条第八百六十三項、第五十一条第八百六十四項、第五十一条第八百六十五項、第五十一条第八百六十六項、第五十一条第八百六十七項、第五十一条第八百六十八項、第五十一条第八百六十九項、第五十一条第八百七十項、第五十一条第八百七十一項、第五十一条第八百七十二項、第五十一条第八百七十三項、第五十一条第八百七十四項、第五十一条第八百七十五項、第五十一条第八百七十六項、第五十一条第八百七十七項、第五十一条第八百七十八項、第五十一条第八百七十九項、第五十一条第八百八十項、第五十一条第八百八十一項、第五十一条第八百八十二項、第五十一条第八百八十三項、第五十一条第八百八十四項、第五十一条第八百八十五項、第五十一条第八百八十六項、第五十一条第八百八十七項、第五十一条第八百八十八項、第五十一条第八百八十九項、第五十一条第八百九十項、第五十一条第八百九十一項、第五十一条第八百九十二項、第五十一条第八百九十三項、第五十一条第八百九十四項、第五十一条第八百九十五項、第五十一条第八百九十六項、第五十一条第八百九十七項、第五十一条第八百九十八項、第五十一条第八百九十九項、第五十一条第九百項、第五十一条第九百一項、第五十一条第九百二項、第五十一条第九百三項、第五十一条第九百四項、第五十一条第九百五項、第五十一条第九百六項、第五十一条第九百七項、第五十一条第九百八項、第五十一条第九百九項、第五十一条第九百十項、第五十一条第九百十一項、第五十一条第九百十二項、第五十一条第九百十三項、第五十一条第九百十四項、第五十一条第九百十五項、第五十一条第九百十六項、第五十一条第九百十七項、第五十一条第九百十八項、第五十一条第九百十九項、第五十一条第九百二十項、第五十一条第九百二十一項、第五十一条第九百二十二項、第五十一条第九百二十三項、第五十一条第九百二十四項、第五十一条第九百二十五項、第五十一条第九百二十六項、第五十一条第九百二十七項、第五十一条第九百二十八項、第五十一条第九百二十九項、第五十一条第九百三十項、第五十一条第九百三十一項、第五十一条第九百三十二項、第五十一条第九百三十三項、第五十一条第九百三十四項、第五十一条第九百三十五項、第五十一条第九百三十六項、第五十一条第九百三十七項、第五十一条第九百三十八項、第五十一条第九百三十九項、第五十一条第九百四十項、第五十一条第九百四十一項、第五十一条第九百四十二項、第五十一条第九百四十三項、第五十一条第九百四十四項、第五十一条第九百四十五項、第五十一条第九百四十六項、第五十一条第九百四十七項、第五十一条第九百四十八項、第五十一条第九百四十九項、第五十一条第九百五十項、第五十一条第九百五十一項、第五十一条第九百五十二項、第五十一条第九百五十三項、第五十一条第九百五十四項、第五十一条第九百五十五項、第五十一条第九百五十六項、第五十一条第九百五十七項、第五十一条第九百五十八項、第五十一条第九百五十九項、第五十一条第九百六十項、第五十一条第九百六十一項、第五十一条第九百六十二項、第五十一条第九百六十三項、第五十一条第九百六十四項、第五十一条第九百六十五項、第五十一条第九百六十六項、第五十一条第九百六十七項、第五十一条第九百六十八項、第五十一条第九百六十九項、第五十一条第九百七十項、第五十一条第九百七十一項、第五十一条第九百七十二項、第五十一条第九百七十三項、第五十一条第九百七十四項、第五十一条第九百七十五項、第五十一条第九百七十六項、第五十一条第九百七十七項、第五十一条第九百七十八項、第五十一条第九百七十九項、第五十一条第九百八十項、第五十一条第九百八十一項、第五十一条第九百八十二項、第五十一条第九百八十三項、第五十一条第九百八十四項、第五十一条第九百八十五項、第五十一条第九百八十六項、第五十一条第九百八十七項、第五十一条第九百八十八項、第五十一条第九百八十九項、第五十一条第九百九十項、第五十一条第九百九十一項、第五十一条第九百九十二項、第五十一条第九百九十三項、第五十一条第九百九十四項、第五十一条第九百九十五項、第五十一条第九百九十六項、第五十一条第九百九十七項、第五十一条第九百九十八項、第五十一条第九百九十九項、第五十一条第千項、第五十一条第千一項、第五十一条第千二項、第五十一条第千三項、第五十一条第千四項、第五十一条第千五項、第五十一条第千六項、第五十一条第千七項、第五十一条第千八項、第五十一条第千九項、第五十一条第千十項、第五十一条第千十一項、第五十一条第千十二項、第五十一条第千十三項、第五十一条第千十四項、第五十一条第千十五項、第五十一条第千十六項、第五十一条第千十七項、第五十一条第千十八項、第五十一条第千十九項、第五十一条第千二十項、第五十一条第千二十一項、第五十一条第千二十二項、第五十一条第千二十三項、第五十一条第千二十四項、第五十一条第千二十五項、第五十一条第千二十六項、第五十一条第千二十七項、第五十一条第千二十八項、第五十一条第千二十九項、第五十一条第千三十項、第五十一条第千三十一項、第五十一条第千三十二項、第五十一条第千三十三項、第五十一条第千三十四項、第五十一条第千三十五項、第五十一条第千三十六項、第五十一条第千三十七項、第五十一条第千三十八項、第五十一条第千三十九項、第五十一条第千四十項、第五十一条第千四十一項、第五十一条第千四十二項、第五十一条第千四十三項、第五十一条第千四十四項、第五十一条第千四十五項、第五十一条第千四十六項、第五十一条第千四十七項、第五十一条第千四十八項、第五十一条第千四十九項、第五十一条第千五十項、第五十一条第千五十一項、第五十一条第千五十二項、第五十一条第千五十三項、第五十一条第千五十四項、第五十一条第千五十五項、第五十一条第千五十六項、第五十一条第千五十七項、第五十一条第千五十八項、第五十一条第千五十九項、第五十一条第千六十項、第五十一条第千六十一項、第五十一条第千六十二項、第五十一条第千六十三項、第五十一条第千六十四項、第五十一条第千六十五項、第五十一条第千六十六項、第五十一条第千六十七項、第五十一条第千六十八項、第五十一条第千六十九項、第五十一条第千七十項、第五十一条第千七十一項、第五十一条第千七十二項、第五十一条第千七十三項、第五十一条第千七十四項、第五十一条第千七十五項、第五十一条第千七十六項、第五十一条第千七十七項、第五十一条第千七十八項、第五十一条第千七十九項、第五十一条第千八十項、第五十一条第千八十一項、第五十一条第千八十二項、第五十一条第千八十三項、第五十一条第千八十四項、第五十一条第千八十五項、第五十一条第千八十六項、第五十一条第千八十七項、第五十一条第千八十八項、第五十一条第千八十九項、第五十一条第千九十項、第五十一条第千九十一項、第五十一条第千九十二項、第五十一条第千九十三項、第五十一条第千九十四項、第五十一条第千九十五項、第五十一条第千九十六項、第五十一条第千九十七項、第五十一条第千九十八項、第五十一条第千九十九項、第五十一条第二千項、第五十一条第二千一項、第五十一条第二千二項、第五十一条第二千三項、第五十一条第二千四項、第五十一条第二千五項、第五十一条第二千六項、第五十一条第二千七項、第五十一条第二千八項、第五十一条第二千九項、第五十一条第二千十項、第五十一条第二千十一項、第五十一条第二千十二項、第五十一条第二千十三項、第五十一条第二千十四項、第五十一条第二千十五項、第五十一条第二千十六項、第五十一条第二千十七項、第五十一条第二千十八項、第五十一条第二千十九項、第五十一条第二千二十項、第五十一条第二千二十一項、第五十一条第二千二十二項、第五十一条第二千二十三項、第五十一条第二千二十四項、第五十一条第二千二十五項、第五十一条第二千二十六項、第五十一条第二千二十七項、第五十一条第二千二十八項、第五十一条第二千二十九項、第五十一条第二千三十項、第五十一条第二千三十一項、第五十一条第二千三十二項、第五十一条第二千三十三項、第五十一条第二千三十四項、第五十一条第二千三十五項、第五十一条第二千三十六項、第五十一条第二千三十七項、第五十一条第二千三十八項、第五十一条第二千三十九項、第五十一条第二千四十項、第五十一条第二千四十一項、第五十一条第二千四十二項、第五十一条第二千四十三項、第五十一条第二千四十四項、第五十一条第二千四十五項、第五十一条第二千四十六項、第五十一条第二千四十七項、第五十一条第二千四十八項、第五十一条第二千四十九項、第五十一条第二千五十項、第五十一条第二千五十一項、第五十一条第二千五十二項、第五十一条第二千五十三項、第五十一条第二千五十四項、第五十一条第二千五十五項、第五十一条第二千五十六項、第五十一条第二千五十七項、第五十一条第二千五十八項、第五十一条第二千五十九項、第五十一条第二千六十項、第五十一条第二千六十一項、第五十一条第二千六十二項、第五十一条第二千六十三項、第五十一条第二千六十四項、第五十一条第二千六十五項、第五十一条第二千六十六項、第五十一条第二千六十七項、第五十一条第二千六十八項、第五十一条第二千六十九項、第五十一条第二千七十項、第五十一条第二千七十一項、第五十一条第二千七十二項、第五十一条第二千七十三項、第五十一条第二千七十四項、第五十一条第二千七十五項、第五十一条第二千七十六項、第五十一条第二千七十七項、第五十一条第二千七十八項、第五十一条第二千七十九項、第五十一条第二千八十項、第五十一条第二千八十一項、第五十一条第二千八十二項、第五十一条第二千八十三項、第五十一条第二千八十四項、第五十一条第二千八十五項、第五十一条第二千八十六項、第五十一条第二千八十七項、第五十一条第二千八十八項、第五十一条第二千八十九項、第五十一条第二千九十項、第五十一条第二千九十一項、第五十一条第二千九十二項、第五十一条第二千九十三項、第五十一条第二千九十四項、第五十一条第二千九十五項、第五十一条第二千九十六項、第五十一条第二千九十七項、第五十一条第二千九十八項、第五十一条第二千九十九項、第五十一条第三千項、第五十一条第三千一項、第五十一条第三千二項、第五十一条第三千三項、第五十一条第三千四項、第五十一条第三千五項、第五十一条第三千六項、第五十一条第三千七項、第五十一条第三千八項、第五十一条第三千九項、第五十一条第三千十項、第五十一条第三千十一項、第五十一条第三千十二項、第五十一条第三千十三項、第五十一条第三千十四項、第五十一条第三千十五項、第五十一条第三千十六項、第五十一条第三千十七項、第五十一条第三千十八項、第五十一条第三千十九項、第五十一条第三千二十項、第五十一条第三千二十一項、第五十一条第三千二十二項、第五十一条第三千二十三項、第五十一条第三千二十四項、第五十一条第三千二十五項、第五十一条第三千二十六項、第五十一条第三千二十七項、第五十一条第三千二十八項、第五十一条第三千二十九項、第五十一条第三千三十項、第五十一条第三千三十一項、第五十一条第三千三十二項、第五十一条第三千三十三項、第五十一条第三千三十四項、第五十一条第三千三十五項、第五十一条第三千三十六項、第五十一条第三千三十七項、第五十一条第三千三十八項、第五十一条第三千三十九項、第五十一条第三千四十項、第五十一条第三千四十一項、第五十一条第三千四十二項、第五十一条第三千四十三項、第五十一条第三千四十四項、第五十一条第三千四十五項、第五十一条第三千四十六項、第五十一条第三千四十七項、第五十一条第三千四十八項、第五十一条第三千四十九項、第五十一条第三千五十項、第五十一条第三千五十一項、第五十一条第三千五十二項、第五十一条第三千五十三項、第五十一条第三千五十四項、第五十一条第三千五十五項、第五十一条第三千五十六項、第五十一条第三千五十七項、第五十一条第三千五十八項、第五十一条第三千五十九項、第五十一条第三千六十項、第五十一条第三千六十一項、第五十一条第三千六十二項、第五十一条第三千六十三項、第五十一条第三千六十四項、第五十一条第三千六十五項、第五十一条第三千六十六項、第五十一条第三千六十七項、第五十一条第三千六十八項、第五十一条第三千六十九項、第五十一条第三千七十項、第五十一条第三千七十一項、第五十一条第三千七十二項、第五十一条第三千七十三項、第

十七	第四十七条の二第三項	道路管理者が	道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項若しくは第二十八条第一項第二号若しくは第十四号の規定により道路管理者の権限を代わつてこれらの一項第二号若しくは第十七条第一項若しくは第十四号の規定により道路管理者の権限を代わつてこれらの条の規定により道路管理者の権限を代わつてこれらの道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項若しくは第二十八条第一項第二号若しくは第十四号の規定により道路管理者の権限を代わつてこれらの国土交通大臣が
十八	第五十七条	道路管理者以外の者	道路管理者及び地方道路公社以外の者
		同条の規定により道路管理者の承認を受けた者	道路整備特別措置法第十七条第一項第二号の規定により第二十四条本文の規定により道路管理者の権限を代つて行う地方道路公社の承認を受けた者
十九	第七十一条第四項	道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	地方道路公社等は、その職員のうちから道路監理員を命じ
	第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分	基づく処分	基づく処分で道路整備特別措置法第八条第一項、第十三号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第十一号、第十三号、第十七号、第十九号、第二十二号若しくは第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて道路公社が行うもの	基づく処分で道路整備特別措置法第十七条第一項第七号、第十一号、第十九号、第二十一号、第二十二号若しくは第二十七号若しくは第二十九号の規定により地方道路公社に代わつて国土交通大臣が行うもの
	同法第八条第一項第三号又は第十七条第一項第五号の規定により道路管理者に代わつて行う	同法第十九条第一項第三号の規定により道路管理者に代わつて行う	同法第十七条第一項第三号の規定により道路管理者に代わつて行う第二項の規定

二十	第九十三条		
	当該道路管理者		
	当該地方道路公社	第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分	
	当該地方道路公社等	当該地方道路公社	第一項若しくは第二項の規定による地方道路公社の処分又は同法第三十二条の二第四項の規定による地方道路公社に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の処分
二十四	第二十八条の二第一項	連絡調整	連絡調整
		連絡調整、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十三号）第三条第一項に規定する踏切道改良促進道路の道路法第二十四条本文の規定により道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者	連絡調整、踏切道改良促進法第三条第一項に規定する踏切道改良促進道路の道路法第二十四条本文の規定により道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者
二十九	第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項
		二以上の道路管理者	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）	密接関連道路管理者等
		会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）	地方道路公社及び道路管理者（道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）
三十	第二十二条の三第三項	道路管理者（	有料道路管理者（
	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	二以上の道路管理者及び道路管理者
		有料道路管理者	有料道路管理者及び道路管理者（密接関連道路管理者等

第十五条第一項の表中十九の項を二十二の項とし、十八の項の次に次のように加える。

十九	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）
		会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）
二十	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）
		会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）
二十一	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）
		地方道路公社及び道路管理者（密接関連道路管理者）

第十五条第二項の表中三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（
		有料道路管理者
		有料道路管理者（
十	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（
		有料道路管理者及び道路管理者（密接関連道路管理者等
		有料道路管理者（

第十五条第一項の表中三十八の項を四十二の項とし、二十一の項から三十七の項までを四項ずつ繰り下げ、二十の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十	第九十三条	
	当該道路管理者	
	当該地方道路公社	第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分
	当該地方道路公社等	当該地方道路公社	第一項若しくは第二項の規定による地方道路公社の処分又は同法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の処分
二十四	第二十八条の二第一項	連絡調整	連絡調整
		連絡調整、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十三号）第三条第一項に規定する踏切道改良促進道路の道路法第二十四条本文の規定により道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者	連絡調整、踏切道改良促進法第三条第一項に規定する踏切道改良促進道路の道路法第二十四条本文の規定により道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者
二十九	第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項	第二十二条の三第一項
		二以上の道路管理者	二以上の道路管理者
	第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者
	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）	密接関連道路管理者等
		会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）	地方道路公社及び道路管理者（道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては会社、同法第三十一条の三第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）
三十	第二十二条の三第三項	道路管理者（	有料道路管理者（
	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	二以上の道路管理者及び道路管理者（密接関連道路管理者等
		有料道路管理者	有料道路管理者及び道路管理者（密接関連道路管理者等
		有料道路管理者（	有料道路管理者（

第十六条中「が協議」と」の下に「、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」と」を加え、同条の表中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七	第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者	会社及び道路管理者
八	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者（密接関連道路管理者等	会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中三十一の項を三十四の項とし、八の項から三十の項までを三項ずつ繰り下げ、七の項を削り、六の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十	第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議	連絡調整

第十二条の表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に改め、同項を同表七の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四	第二十二条の三第一項	道路（	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（
		二以上の道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者
五	第二十二条の三第一項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等
六	第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者（密接関連道路管理者等

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十二条の二、第二十四条の項の次に次のように加える。

第二十二条の三第一項	二以上の道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路にあつては、当該他の管理有料高速道路承継会社。第三項において同じ。）

第二十二条の三第一項、第五項及び第六項、第二十八条の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等
第二十二条の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等
第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	連絡調整

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

2　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）」を削る。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

3　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十四号」を「第十三号」に改める。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百八十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第九条の十四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第五条に見出しとして「（受験手数料）」を付し、同条中「一万三千九百円」を「一万七千九百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○外務省令第十号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

外務大臣　岩屋　毅

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項第五号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○外務省・財務省令第一号

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十一号）の施行に伴い、独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年外務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「有償の資金供与による協力」を「有償資金協力」に改め、同条第三号中「無償の資金供与による協力」を「無償資金協力」に改める。

附　則

この省令は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第三項及び第五十六条の規定に基づき、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通大臣の行う管理の公示等） **第十七条**　法第三十二条の二第三項の規定による通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。 一　道路の路線名 二　管理（法第三十二条の二第一項各号に掲げる管理をいう。以下この条において同じ。）の区間 三　管理の種類 四　管理の開始の日（当該管理の全部又は一部を完了したときにあつては、当該管理の完了の日） （証票の様式） **第十八条**　（略）	（新設） （証票の様式） **第十七条**　（略）

（権限の委任）

第十九条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一～十一　（略）

十二　法第三十二条の二第三項の規定により通知し、及び公示すること。

十三　法第三十二条の二第四項の規定による権限を行うこと。

十四～十八　（略）

様式（第十八条関係）

（表）・（裏）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十五条の規定に基づき、事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年四月十六日

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣　岩屋　毅
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和五年三月内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第１号）の１部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等（以下「排出削減等」という。）のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。 　また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。	本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等（以下「排出削減等」という。）のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。 　また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。

（権限の委任）

第十八条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一～十一　（略）

（新設）

（新設）

十二～十六　（略）

様式（第十六条関係）

（表）・（裏）　（略）

第１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項	第１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等に関する事項
１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組	１　事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施に係る一般的取組
事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。	事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、自らの事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。
⑴・⑵　（略）	⑴・⑵　（略）
⑶　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。	⑶　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置及び運転等の状況を適切に把握すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出の量を把握することが望ましい。
⑷　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。	⑷　事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に関し、文献・データベース等の情報を収集・活用することが望ましい。
⑸　事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出削減等について第２に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。	⑸　事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、温室効果ガスの排出の量のより少ない設備の選択及び使用方法への変更に関する将来的な見通し及び計画を策定すること。日常生活用製品等の製造等を行う事業者にあっては、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出削減等について第２に規定する措置と併せて、将来的な見通し及び計画策定をすることが望ましい。
⑹・⑺　（略）	⑹・⑺　（略）
⑻　⑸の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制、資源循環の促進、汚染の防止、生物多様性の保全等にも資するものとすることが望ましい。	⑻　⑸の措置の検討に当たっては、温室効果ガスの排出削減等のほか、資源の持続可能な利用、廃棄物等の発生抑制及び資源循環の促進にも資するものとすることが望ましい。
⑼～⑾　（略）	⑼～⑾　（略）
⑿　資材、原材料及び部品の調達に当たっては、カーボンフットプリント（製品等のライフサイクルを考慮した温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）が算定、削減及び開示されているもの又は温室効果ガスの排出の量の削減に資する投資によって生み出された製品単位の排出削減量が大きいものを選択することが望ましい。	（新設）
⒀　製品の設計及び製造においては、自ら製造する製品が事業の下流工程における温室効果ガスの排出の量の削減に貢献することが望ましい。	（新設）
⒁　⑴から⒀までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。	⑿　⑴から⑾までに規定する取組の内容、実施状況及びその効果について、関係する事業者又は国民への情報の提供に努めること。
２　（略）	２　（略）
３　事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置	３　事業活動に伴い特定の業種において主に使用される設備に関する温室効果ガスの排出削減等に係る措置
事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第１の１及び２に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。	事業者は、次に掲げる事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、第１の１及び２に掲げる措置のほか、次に示す業種及び設備ごとに、それぞれ次に示す措置その他の必要な措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。

また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

⑴・⑵　（略）

⑶　建設業

①　（略）

②　温室効果ガスの排出削減等に資する設備の使用方法

ア　発注者の意向に沿った建設時（建設機械の稼働等）のバイオマス等の排出係数が小さい燃料・再生可能エネルギー等の排出係数が小さい電力の活用

イ　発注者の意向に沿った製品単位の排出削減量が大きい建材等の活用

⑷～⑿　（略）

４　（略）

第２　日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

１　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

⑴　その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

①　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用等に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ＥＳＣＯ事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

⑴・⑵　（略）

⑶　建設業

①　（略）

（新設）

⑷～⑿　（略）

４　（略）

第２　日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る措置に関する事項

１　日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき一般的取組

事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、日常生活用製品等の製造等に関し、温室効果ガスの排出削減等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

⑴　その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等

①　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギーを活用したもの、排出係数がより小さい燃料等を使用しているもの、廃棄物の発生抑制、循環資源の利用及び循環的な利用その他のその利用に伴う温室効果ガスの排出の量ができるだけ少ないものの製造等を行うよう努めること。

②　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。）や、環境配慮行動へのポイント制度（温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

⑵　日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

①　事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能若しくはその認証等を表示する標章又はカーボンフットプリント、削減実績量、削減貢献量等の「見える化」の活用により、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。事業者は、カーボンフットプリント等の算定及び表示に当たっては、カーボンフットプリント等の算定及び表示に係る国内外のガイドライン、業界ルール等や取組動向に留意しつつ、消費者による温室効果ガスの排出削減等に資する製品等の積極的な選択に資するよう、正確かつ適切な情報の把握及び提供に努めること。

②　事業者は、日常生活用製品等の製造等に当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が少なくなるよう、カーボン・オフセット（自らの温室効果ガスの排出の量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量・吸収量を購入すること等によりその排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動をいう。以下同じ。）や、環境配慮行動へのポイント制度（温室効果ガスの排出削減等に資する製品又は役務の利用に基づき経済的価値を有する点数が消費者に付与され、当該点数が製品等と交換できる仕組みをいう。）等を活用することが望ましい。

⑵　日常生活用製品等の温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供等

①　事業者は、日常生活用製品等について、当該日常生活用製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、カーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量及び排出の量の削減効果、温室効果ガスの排出の量の少ない利用方法等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

② 事業者は、日常生活用製品等の利用等に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。	② 事業者は、日常生活用製品等に関する情報の提供に当たっては、必要に応じ、地方公共団体、全国地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員その他の地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に識見を有する者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めること。
2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置 事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法等に関する情報を提供することが望ましい。 (1)～(6) （略） (7) その他の消費行動及び投資に関する事項 ① カーボンフットプリント、カーボン・オフセット等その利用等に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進 ② 国や地方公共団体が促進する日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に資する生活様式の転換等を図るための活動との連携 ③・④ （略） (8) （略） 別表第一～第四 （略）	2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置 事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うように努めるとともに、製造等する日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供するよう努めること。次に示す項目ごとに、該当する日常生活用製品等の製造等について、次の措置を講ずること、及び情報の提供について、当該日常生活用製品等の環境性能や温室効果ガスの排出の量のより少ない利用方法に関する情報を提供することが望ましい。 (1)～(6) （略） (7) その他の消費行動及び投資に関する事項 ① カーボン・フットプリント、カーボン・オフセット等その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等の環境性能又はその温室効果ガスの排出の量の削減の効果等の環境性能の向上の程度が表示された製品の製造等の推進 （新設） ②・③ （略） (8) （略） 別表第一～第四 （略）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の四第二号ルの規定に基づき、降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月十六日

気象庁長官　野村　竜一

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等の一部を改正する告示

降水粒子の分布及び状態を測定するレーダーの基準等（令和六年気象庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
2 気象業務法施行規則第１条の４第２号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。	2 気象業務法施行規則第１条の４第２号ルの水防活動の利用に適合する予報及び警報に活用するものとして気象庁長官が指定するものは、次の表の左欄に掲げる者が、同表の右欄に掲げるレーダーを用いて測定する降水粒子の分布及び状態とする。
国土交通省 / （略） 熊山レーダ雨量計 （略）	国土交通省 / （略） 熊山レーダ雨量計 常山レーダ雨量計 （略）

附　則

この告示は、令和七年四月十六日から施行する。

その他告示

○財務省告示第百十九号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第十二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

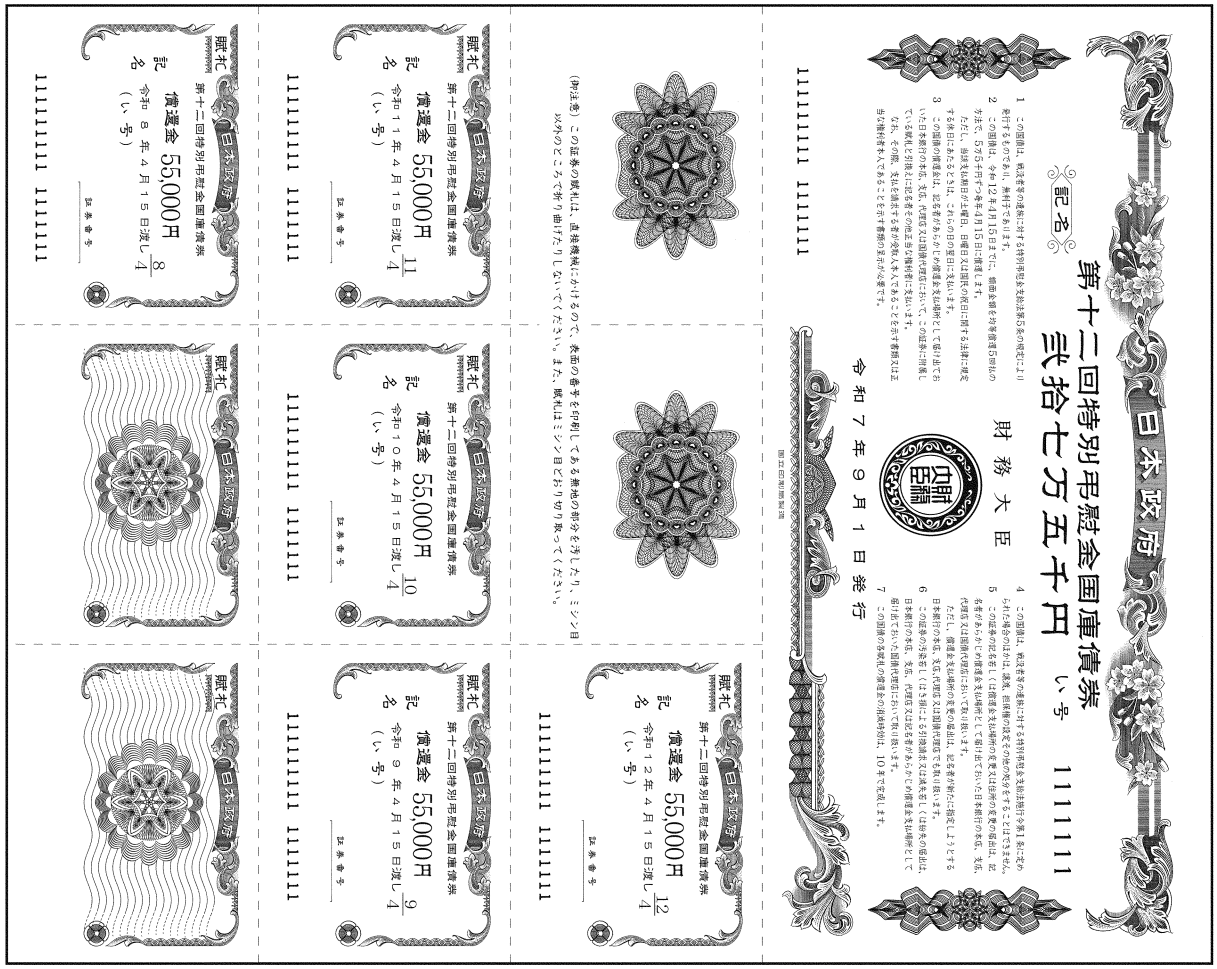
令和七年四月十六日

財務大臣　加藤　勝信

寸法	全体	縦二百六十八ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	こい赤色 明るい灰青色、明るい灰紫色及びくすんだ黄緑色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	こい赤色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　第十二回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

（表面）



（裏　面）

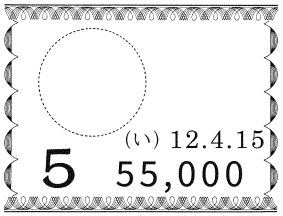
証券の交付年月日等

275,000円

償還金支払場所欄※

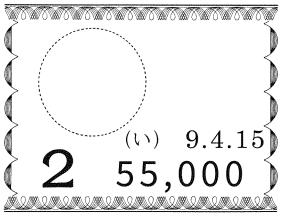
記名欄

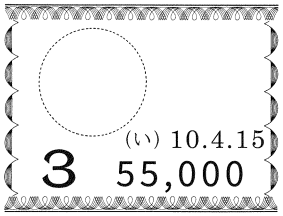
※印の欄は、記名者において記入してください。

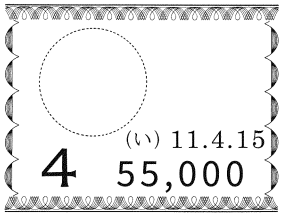


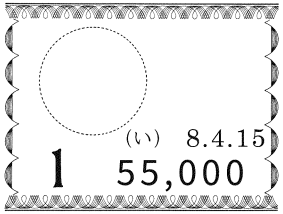












公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

5　菊池市長による措置
　所有者等が４の期限までに３の措置を行わないときは、法第22条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、３の措置を行う。
6　動産等の取扱い
　市長等が３の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産を撤去し処分する。
　動産等について権利を主張しようとする者は、４の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう通知すること。
7　問い合わせ先
　菊池市役所都市整備課
　電話0968―25―7242　ＦＡＸ0968―25―5398

特定空家等に関する公告

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条第10項の規定により、次のとおり公告する。
　令和７年４月16日　　菊池市長　江頭　実
1　当該建築物の所在地
　熊本県菊池市隈府219番地５
2　当該建築物の家屋番号等
　家屋番号　219番５の２
　種　　類　共同住宅
　構　　造　木造セメント瓦葺平家建
　延床面積　128.99㎡
3　所有者等に命じる必要な措置の内容
　建築物等を除却するとともに、その敷地に残置されている動産を搬出し適正に処理すること。
4　措置の期限
　令和７年５月16日

会社その他の公告

解散公告
　当社は、令和七年二月十二日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　北海道帯広市西六条南三丁目一番地
　有限会社丸誠市川工務店
　清算人　市川　朝也

解散公告
　当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　札幌市中央区大通西二十五丁目一番二号
　株式会社ＨＬワークス
　代表清算人　山川　忠一

解散公告
　当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　札幌市北区あいの里四条九丁目一番一号
　合同会社大心
　清算人　山崎　泰博

解散公告
　当法人は、令和七年三月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　北海道赤平市東文京町三丁目四番地一三
　特定非営利活動法人ウッドネット北海道
　清算人　森　武雄

解散公告
　当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　岩手県下閉伊郡山田町大沢第一三地割五九番地四三
　有限会社ホテル峠
　清算人　長洞登美子

解散公告
　当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　岩手県盛岡市上堂一丁目一番一五号
　有限会社ぱんはうすエーワン
　清算人　高屋　晋一

解散公告
　当社は、令和六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和七年四月十六日
　仙台市宮城野区原町四丁目八番一―五〇五号
　有限会社伊藤架設
　清算人　伊藤　繁

解散公告

当法人は、令和七年三月十一日開催の社員総会の決議により、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福島県いわき市平赤井比良三丁目四一番地
特定非営利活動法人交流ステーションみのり
清算人　白川くみ子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

群馬県藤岡市下戸塚大門四七三番地二
中山電設株式会社
代表清算人　田村　隆

解散公告

当社は、令和七年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

埼玉県草加市手代三丁目九番一―五〇一号
有限会社ソフトウェアネット
清算人　小山内幸三

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

千葉県成田市西三里塚一―七〇
株式会社サス
代表清算人　髙野　淳

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区平河町一丁目五番一五号
ＶＯＲＴ平河町二〇一
Selective Trademark Union Japan合同会社
清算人　溝谷　憲司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都江戸川区東葛西五丁目五四番一四号
有限会社竹和商会
清算人　植竹　正一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区浜松町二丁目四番一号
ＯＰＩ・15株式会社
代表清算人　三宅　誠一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都杉並区久我山五丁目一七番六号
有限会社ユテール
清算人　江草　忠敬

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五―七〇九号
株式会社銀河
代表清算人　栗本　肇

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号
ＢＡＮＳＯ合同会社
清算人　藤田　聡

解散公告

当法人は、令和七年一月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区南青山二丁目二六番三五号ＫＫビル一階
特定非営利活動法人海外農業開発指導機構
清算人　松井　鉄夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都杉並区上高井戸二丁目一〇番一一号
株式会社ｋｙｉ
代表清算人　遠間　京子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二六番五―七〇九号
株式会社青山
代表清算人　栗本　肇

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都杉並区松庵三丁目一〇番二号西荻サニーマンション二〇一号
株式会社クリエイティブマネジメント研究所
代表清算人　北原　文司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都豊島区南池袋二丁目四九番七号
株式会社明窓社
代表清算人　小堤　治

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により同年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区赤坂四丁目八番一五号

株式会社オフィスＰＡＣ

代表清算人　小松　哲郎

解散公告

当社は、令和六年十二月二十日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木七丁目二番八号

株式会社ダブル・ティー・エフ・シー

代表清算人　小松　哲郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区岩本町一丁目七番一号

サンリッチモード株式会社

代表清算人　西村　成伸

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都大田区山王三丁目三二番一号

一般財団法人インド経済研究所

代表清算人　榊原　英資

解散公告

当社は、令和六年六月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都大田区山王三丁目三二番一号

株式会社インド経済フォーラム

代表清算人　榊原　英資

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

初台プロパティ1合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

初台プロパティ2合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

初台プロパティ一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

初台プロパティ特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

水天宮マネジメント合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

水天宮オフィス1合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

水天宮オフィス2合同会社

清算人　中村　武

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

水天宮オフィス一般社団法人

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

水天宮オフィス特定目的会社

代表清算人　中村　武

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区白金四丁目六番一七―四〇三号

株式会社ホワイトハウス

代表清算人　金子　文枝

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

南天一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都板橋区小豆沢四丁目一〇番五号

有限会社丸正製作所

清算人　秋山　正和

解散公告

当法人は、令和七年三月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号二Ｆ

一般社団法人みんなでマルシェＣＳＲ

代表清算人　寺嵜　範男

解散公告

当社は、令和七年四月十五日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル　株式会社いろいろ

代表清算人　横井　ゆき

解散公告

当法人は、臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都板橋区大山町一五番地一一号

一般社団法人日本経済教育センター

代表清算人　鈴木　孝治

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号

Ｔｅｓｈｉｇｏｔｏ合同会社

清算人　株式会社Ｔｏｍｏａｓｕ

職務執行者　大平　達也

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都港区六本木七丁目二番二―七〇一号

株式会社インタナショナル・アイ

代表清算人　山﨑　寛子

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都墨田区立川二丁目六番五―六〇五号

特定非営利活動法人ＢＩＯ―ＩＴ研究開発機構

清算人　菊池　眞理

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都文京区小石川一丁目一四番三―一八―〇一号

ホワイト企画株式会社

代表清算人　伊勢　節子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都大田区中央七丁目一五番一三号

株式会社サントレイディングジャパン

代表清算人　木島　美香

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都品川区西五反田四丁目三一番一八号

株式会社Ｔｏｍｏａｓｕ

代表清算人　大平　達也

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人小郡ロジ

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社メディコ

代表清算人　毛利　理紗

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目四番二号

ＫＤＸ茅場町ビル四Ｆ

合同会社あおい太陽光発電所

清算人　Ｂｉｓｏｎ ｅｎｅｒｇｙ株式会社

職務執行者　張　恒波

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　合同会社ｍｉｃｃｅ

代表清算人　湯座丞太郎

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都文京区大塚二丁目九番三号住友不動産音羽ビル二階

フォセオンテクノロジージャパン株式会社

代表清算人　ヨー・ブーン・ティー

解散公告

当法人は、令和七年三月十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都北区東十条一丁目一〇番一四号

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい北区たすけあいワーカーズひよこ

清算人　五十嵐泰子

解散公告

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック草加

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都目黒区洗足二丁目一六番一九号

合同会社シャロンテック八千代台

清算人　福山　博之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都国分寺市本多五丁目二〇番二一号

㈱司ゐ社M’s

清算人　宮本　豊

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都中央区日本橋小網町八―二

ＥＴＣマネジメントサービス株式会社

代表清算人　森　克実

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都江戸川区西葛西三丁目三番一六―五〇五号

特定非営利活動法人Ａｓｉａ　Ｉｎｉｔｉａｔｉｖｅｓ

清算人　竹葉　倫子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

横浜市港北区大倉山三丁目一五番一九号

有限会社由井エンタープライズ

清算人　齊藤栄太郎

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県三浦郡葉山町堀内一七三五番地の六二

アマノビジネスコンサルティング合同会社

清算人　天野　良江

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県秦野市柳町一丁目一〇番二〇号

有限会社久保寺自動車商会

清算人　久保寺正男

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県横浜市神奈川区松見町一丁目三六番地一

オレオ株式会社

代表清算人　小原　進

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により同年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

横浜市西区浜松町一二番二九号

豊正工業株式会社

代表清算人　中村　正親

解散公告

当法人は、令和七年三月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県横浜市保土ケ谷区境木本町五〇番三〇号

特定非営利活動法人パソコンよこはま宿

清算人　黒川　賢治

解散公告

当社は、令和七年二月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県相模原市中央区横山台一丁目三一番九―四〇七号

㈱式会社ＢＨ

代表清算人　飯島　直樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県横浜市都筑区長坂三―一四

合同会社若林設備事務所

清算人　若林　充

解散公告

当社は、令和七年四月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神奈川県鎌倉市手広四丁目三八番二二号

株式会社メディサポ

代表清算人　勝又　利夫

解散公告

当社は令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

富山県高岡市赤祖父七四七番地エスペラン

サ・ヤマダ三〇一

㈱式会社久伽

代表清算人　市川　雅美

解散公告

当組合は、令和七年一月二十六日開催の総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

長野県岡谷市湊四丁目一〇番三号

小坂林野利用農業協同組合

清算人　伊藤　源英

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

長野県飯田市上殿岡三五七番地一

有限会社得月

清算人　棚橋　大祐

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

岐阜市清住町二丁目四番一号ライオンズ岐阜セントマークス弐番館六〇一号

有限会社リサイクルメイト

清算人　加藤　敏彦

解散公告

当法人は、令和七年二月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年四月十六日

静岡市駿河区小鹿三五七番地

特定非営利活動法人シニアいきいきネットワーク

清算人　佐野　欣弥

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

静岡県磐田市今之浦二丁目八番地二

株式会社ビーブイエー

代表清算人　田中　英博

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

愛知県西尾市米津町蓮台二番地一九

株式会社大一

代表清算人　小妻　敏幸

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

愛知県一宮市冨田字上町二〇番地一

株式会社ギャラリー須知

代表清算人　須知あかね

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

滋賀県栗東市出庭一四二八番地一一

昌栄印刷有限会社

清算人　太田　英夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

京都市北区大北山長谷町五―二―三〇二

株式会社プライムシティ

代表清算人　土井　純子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

京都市右京区梅津上田町六一番地

株式会社デルタ印刷所

代表清算人　高井　住子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝一一四五番地

有限会社西太織物

清算人　西川　宏一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

京都府京丹後市網野町三津三七番地

有限会社末次

清算人　末次　輝大

解散公告

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

京都市東山区今熊野南日吉町四四番地一

京都日吉製陶協同組合

清算人　寺尾　智文

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により、同月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

大阪市東淀川区東中島一丁目一七番五号

ブス―エスエムエス―カンツラー株式会社

代表清算人　宮川　博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

堺市北区百舌鳥本町一丁四四番地六

株式会社メディスクリプツ

代表清算人　奥　亨

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

大阪府寝屋川市木田元宮一丁目八番一号

富永電気工業株式会社

代表清算人　富永　能史

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

大阪府堺市堺区大仙町一三番二九号

株式会社ＰＡＲＴＮＥＲ

代表清算人　横尾　洋子

解散公告

当社は、令和六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

大阪府高石市千代田四丁目八番一七号

株式会社トラベジウム

代表清算人　中谷　倫哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

大阪府東大阪市西堤本通東一丁目一番一号

有限会社伊藤保険サービス

清算人　伊藤　義夫

解散公告

当社は、令和七年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

兵庫県芦屋市春日町九番一―三一五号

合同会社ＮＹＴインベストメント

清算人　武田　定男

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

兵庫県西宮市鳴尾町二―五―八―一〇三

株式会社コールエーアイ

代表清算人　平河　大

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

兵庫県西宮市甲子園六番町一番六号

株式会社ＫＩＫＩ

代表清算人　小浦麻里子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により、同日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

神戸市西区上新地二丁目二八番地の三―一〇四号室

日盛産業有限会社

清算人　福岡　悟

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町八丁目四―一二

みや合同会社

代表清算人　宮野原誠実

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

奈良県宇陀市榛原萩原二四九四番地

株式会社奈良在宅看護センター

代表清算人　天笠　道代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

島根県出雲市大津朝倉二丁目十一番地十一

有限会社出雲乃郷食品

清算人　中島　勝気

解散公告

当法人は、令和七年三月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

広島市西区庚午北四丁目六番二四―五〇六号

一般社団法人ＶＯＤエンタメ協会

代表清算人　末峯　良洋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

広島市安芸区矢野西一丁目五番二二号

有限会社光進工業

代表清算人　石堂　俊行

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

広島市安佐南区西原三丁目二〇番二号

有限会社ふたば美容

清算人　佐藤　宏康

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

広島県福山市北吉津町二丁目五番七号

株式会社元木地所

代表清算人　元木　康人

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

山口県下関市綾羅木本町三丁目四番二五号

株式会社ＫＴＩ

代表清算人　有田真理奈

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

山口県下松市潮音町二丁目二番二号

コーエイ工業株式会社

代表清算人　延時　光

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

北九州市八幡西区八千代町四番一三号

特定非営利活動法人ドリームキャッチ

清算人　五味　晃二

解散公告

当社は、令和七年三月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡市東区八田一丁目六番一七号

合同会社オリエント警備

清算人　兼山　葉子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県筑後市大字和泉二五〇番地の六

有限会社サウンドヨネクラ

清算人　米倉　博文

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県大牟田市明治町一丁目五番地の一三

だるまわた株式会社

代表清算人　大賀　尚子

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県築上郡築上町大字水原四六七番地

株式会社田原工務店

代表清算人　田原　成徳

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県福岡市西区大字金武九二八番地七

有限会社オーエスシー

清算人　大原　龍彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県糟屋郡須恵町大字植木一二六五番地

有限会社ユニテック造型

清算人　長澤　一雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県糟屋郡志免町志免四丁目二五番一九号

株式会社クラオカ

代表清算人　倉岡　俊治

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県小郡市上岩田七六九番地

株式会社環境サポート

清算人　伊賀上政之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県筑紫野市針摺東四丁目八番二〇号

有限会社司工業

清算人　國武　亮司

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県行橋市南大橋五丁目一〇番六号

有限会社田島企画

清算人　田島美智子

解散公告

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡市東区松崎二丁目五番一〇号

株式会社ゴダイ

代表清算人　藤　和俊

解散公告

当社は、令和七年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

長崎市若葉町一番二一号

有限会社長崎県家庭教師センター学院

代表清算人　園田　正実

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十一日茨城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

茨城県かすみがうら市上土田四六一番地

向原土地区画整理組合

代表清算人　髙橋　勤司

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

栃木県鹿沼市西沢町四七二番地一

医療法人社団北川医院

清算人　北川　和利

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年六月二十七日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年二月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都町田市常盤町三六〇九番地一〇

医療法人社団菅井歯科医院

清算人　菅井　一夫

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月十日練馬区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

東京都中央区八重洲一丁目四番一六号東京建物株式会社内

石神井公園団地マンション建替組合

代表清算人　黒河内　剛

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

富山県氷見市阿尾五五〇番地

農事組合法人阿尾営農組合

清算人　伊藤　滋

解散公告（第一回）

当公社は、総務大臣及び国土交通大臣の認可により令和七年三月三十一日付けで解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

滋賀県大津市松本一丁目二番一号

滋賀県土地開発公社

代表清算人　野﨑　信宏

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年一月二十八日福岡県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

福岡県宮若市金生五八二番地

下金生生産森林組合

清算人　藤島　信介

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年三月六日付鹿児島市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日

鹿児島県鹿児島市浜町一番二

鹿児島観光ビルマンション建替組合

代表清算人　宮山　誠

第21期決算公告

令和５年６月28日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
新国際ビル４階

いちい亭株式会社

代表取締役　田畑　貴弘

貸借対照表の要旨

（令和５年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,329
	固定資産	2,442
	合計	27,771
負債及び純資産の部	流動負債	11,220
	固定負債	0
	株主資本	16,551
	利益剰余金	8,551
	その他利益剰余金	8,551
	（うち当期純利益）	(4,248)
	合計	27,771

解散公告（第二回）

当法人は、目的たる事業の成功の不能により令和七年三月十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
宮城県気仙沼市三日町二丁目三番二号
学校法人少林寺学園
清算人　千葉　徹

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和七年二月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
東京都港区新橋五丁目一〇番六号川村ビル一階
医療法人社団川村内科医院
清算人　川村　光良

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月三十一日社員の欠亡により、同日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
東京都新宿区四谷一丁目八番一四号四谷一丁目ビル二階二〇二号室
医療法人社団ＩＭＡ
清算人　保坂　純郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年三月四日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
富山県氷見市稲積二四〇四番地　**廣**専寺
清算人　三矢　惠京

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年二月二十八日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
愛知県日進市梅森台三丁目一四三番地
医療法人トーマツ歯科医院
清算人　東松　信平

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
滋賀県野洲市木部八三〇番地
農事組合法人木部農業経営組合
清算人　木村　龍雄

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月三十日開催の組合大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
大阪市阿倍野区昭和町一丁目三番一二号
大阪建設労働組合阿倍野
代表清算人　蔭山　隆茂

解散公告（第二回）

当法人は、福岡県知事の認可により、令和七年三月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
北九州市八幡西区大浦一丁目五番一五号
医療法人そらだ小児歯科医院
清算人　空田　裕子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
神奈川県横須賀市汐入町二丁目七番地一
山下ビル二Ｆ
医療法人社団森誠会
清算人　森塚　俊彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
大阪市中央区安堂寺町二丁目六番三号アイズワンⅢ二階
医療法人美龍会
清算人　髙木　祐子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の臨時組合員総会の決議により解散致しましたので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月十日）の翌日から二箇月以内に、お申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥致します。

令和七年四月十六日
兵庫県丹波篠山市後川上七番地
農事組合法人後川特産物加工組合
清算人　倉　敏司

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十月二十六日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年三月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十六日
福岡県福岡市博多区住吉五丁目二五番八号
医療法人はらだ形成外科皮ふクリニック
清算人　原田　和朋

第36期決算公告

令和７年３月25日
宮城県宮城郡利府町菅谷字新産の原32番地
仙台鈴木合金株式会社
代表取締役社長　本田　泰規

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,781
	固定資産	96,484
	合計	129,265
負債及び純資産の部	流動負債	30,531
	固定負債	18,155
	株主資本	80,579
	資本金	40,000
	利益剰余金	40,579
	(利益準備金)	(2,260)
	(その他利益剰余金)	(38,319)
	(うち当期純利益)	(3,443)
	合計	129,265

第 67 期 決 算 公 告

2025年3月25日

東京都台東区上野７丁目11番１号

日本交通技術株式会社

代表取締役社長　舘山　勝

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在)　(単位：百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	1,610
	固定資産	1,955
	合計	3,565
負債及び純資産の部	流動負債	1,363
	固定負債	949
	株主資本	1,252
	資本金	60
	利益剰余金	1,192
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,177
	(うち当期純利益)	(54)
	合計	3,565

第 54 期 決 算 公 告

2025年3月27日　秋田県横手市平鹿町上吉田字車長根83番地

東北日紅株式会社

代表取締役社長　仲鉢　真也

貸借対照表の要旨　（2025年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,624,589	流動負債	1,084,008
固定資産	348,347	固定負債	83,409
		株主資本	804,954
		資本金	30,000
		資本剰余金	10,625
		その他資本剰余金	10,625
		利益剰余金	764,329
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	756,829
		（うち当期純利益）	(233,082)
		評価・換算差額等	565
		その他有価証券評価差額金	565
資産合計	**1,972,936**	**負債・純資産合計**	**1,972,936**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年４月16日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①積水ハウスシャーメゾンＰＭ東京株式会社　②国土交通大臣(13)2250　③代表取締役　佐々木邦裕　④東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　廃止した従たる事務所　本店営業所　東京都渋谷区代々木２丁目１番１号新宿マインズタワー３階　武蔵野営業所　東京都武蔵野市中町１丁目11番４号　東京営業部　東京都渋谷区代々木２丁目１番１号新宿マインズタワー３階　東京法人営業所　東京都渋谷区代々木２丁目１番１号新宿マインズタワー３階　事業開発部　東京都渋谷区代々木２丁目１番１号新宿マインズタワー３階　東京南営業所　東京都渋谷区代々木２丁目１番１号新宿マインズタワー３階　神奈川営業部　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号横浜東口ウィスポートビル18階　川崎営業所　神奈川県川崎市中原区中丸子13番地２　横浜営業所　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号横浜東口ウィスポートビル18階　常葉営業所　千葉県柏市中央町１－１柏セントラルプラザ５階　京葉営業所　千葉県船橋市本町１丁目３番１　埼玉南営業所　埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目１番１号　埼玉営業所　埼玉県さいたま市大宮区桜木町１丁目10番地16　埼玉西営業所　埼玉県川越市脇田本町15番地13　埼玉営業所　宇都宮オフィス　栃木県宇都宮市元今泉２丁目22番14号　両毛賃貸営業所　栃木県足利市南町4254番地２ニューミヤコホテル１階　北関東営業所　群馬県高崎市旭町34番地５旭町ビル４階　東関東営業部　千葉県千葉市美浜区中瀬２丁目６番地１ワールドビジネスガーデン・マリブウエスト34階　埼玉東営業所　埼玉県越谷市南越谷１－16－７　横浜北営業所　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号横浜東口ウィスポートビル18階　埼玉・北関東営業部　埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目１番１号　札幌営業所　北海道札幌市北区北七条西１丁目１番２号ＳＥ札幌ビル10階　⑤１億1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　積水ハウスシャーメゾンＰＭ東京株式会社　代表取締役　佐々木邦裕

①島田不動産興業　②東京都知事(1)107402　③冨岡有記　④東京都千代田区内神田１－18－11　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区池袋本町４－46－11－1225　冨岡有記

①城東商事不動産　②東京都知事(2)第97395号　③代表者　宇田川精一郎　④東京都葛飾区金町一丁目21番19号　⑤60万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区金町一丁目21番19号　城東商事不動産　代表者　宇田川精一郎

①有限会社プラスワン　②神奈川県知事(3)第27953号　③代表取締役　中島隆裕　④神奈川県横浜市金沢区東朝比奈一丁目30番13号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県横浜市金沢区東朝比奈一丁目30番13号　有限会社プラスワン　代表取締役　中島隆裕

第２期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
ケネディクス・グリーンエナジー株式会社
代表取締役　山口　豊

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	867,353
	固定資産	50,816
	合計	918,170
負債及び純資産の部	流動負債	353,083
	固定負債	200,000
	株主資本	365,086
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	165,086
	その他利益剰余金	165,086
	（うち当期純利益）	(160,434)
	合計	918,170

第12期決算公告

令和７年４月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番12号
Calzedonia Japan株式会社
代表取締役　マッテオ・ヴェロネージ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,431,071
	固定資産	1,307,629
	資産合計	3,738,700
負債及び純資産の部	流動負債	763,919
	固定負債	2,198,494
	退職給付引当金	16,844
	株主資本	776,287
	資本金	90,000
	資本剰余金	830,000
	資本準備金	830,000
	利益剰余金	△143,713
	その他利益剰余金	△143,713
	（うち当期純損失）	(58,680)
	負債・純資産合計	3,738,700

第15期決算公告

2025年４月16日
東京都荒川区西日暮里２－26－２
株式会社地圏総合コンサルタント
代表取締役　佐渡耕一郎

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,202,855
	固定資産	193,984
	合計	1,396,839
負債及び純資産の部	流動負債	716,134
	固定負債	50,018
	株主資本	630,686
	資本金	100,000
	資本剰余金	530,686
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	530,086
	（うち当期純利益）	(17,255)
	合計	1,396,839

第29期決算公告

令和７年３月24日
東京都港区浜松町一丁目10番14号
株式会社ＰＭＣ
代表取締役社長　近藤　文夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,295
	固定資産	355,493
	合計	554,788
負債及び純資産の部	流動負債	23,948
	固定負債	5,238
	株主資本	525,602
	資本金	30,000
	利益剰余金	495,602
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	488,102
	（うち当期純利益）	(9,202)
	合計	554,788

第８期決算公告

令和７年３月19日
東京都港区芝浦２－12－10
ＴＲＡホールディングス株式会社
代表取締役　降幡　明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,837
	固定資産	4,353,206
	合計	4,381,043
負債及び純資産の部	流動負債	1,033,099
	株主資本	3,347,944
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,243,251
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	3,143,251
	利益剰余金	4,692
	その他利益剰余金	4,692
	（うち当期純利益）	(2,587)
	合計	4,381,043

第25期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビル29階
ＤＴＣＣジャパン株式会社
代表取締役　竜石堂征司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	900
	固定資産	210
	資産合計	1,110
負債及び純資産の部	流動負債	124
	固定負債	63
	株主資本	923
	資本金	10
	利益剰余金	913
	その他利益剰余金	913
	（うち当期純利益）	(32)
	負債・純資産合計	1,110

第 53 期 決 算 公 告

令和７年３月27日
東京都豊島区駒込三丁目３番20号
タウンサービス株式会社
代表取締役社長　若佐　照夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	926,430
	固定資産	36,814
	合計	963,245
負純資産及のび部	流動負債	408,374
	固定負債	29,666
	株主資本	525,203
	資本金	10,000
	利益剰余金	515,203
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	512,703
	（うち当期純利益）	(99,957)
	合計	963,245

第 18 期決算公告　令和７年３月27日

東京都豊島区駒込三丁目３番20号
プラスカーゴサービス株式会社
代表取締役社長　若佐　照夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,723,307
	固定資産	576,770
	合計	4,300,077
負純資産及のび部	流動負債	2,591,718
	固定負債	535,604
	株主資本	1,140,360
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,130,360
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,127,860
	（うち当期純利益）	(47,117)
	評価・換算差額等	32,394
	有価証券評価差額金	32,394
	合計	4,300,077

第 16 期決算公告　令和７年３月24日

東京都港区港南一丁目２番70号
トライウォールジャパン株式会社
代表取締役　宮﨑　英二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,212,311
	固定資産	1,732,874
	合計	3,945,185
負純資産及のび部	流動負債	2,024,899
	固定負債	116,629
	株主資本	1,803,657
	資本金	310,000
	資本剰余金	292,407
	資本準備金	292,407
	利益剰余金	1,201,249
	その他利益剰余金	1,201,249
	（うち当期純利益）	(132,178)
	合計	3,945,185

第 39 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区赤坂七丁目８番５号
株式会社インテクスト
代表取締役　坂井　祐二

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	393
	固定資産	10
	合計	404
負純資産及のび部	流動負債	73
	固定負債	30
	株主資本	299
	資本金	60
	資本剰余金	26
	資本準備金	26
	利益剰余金	213
	その他利益剰余金	213
	（うち当期純利益）	(28)
	合計	404

第 60 期決算公告　令和７年３月26日

東京都板橋区小豆沢２－７－６
株式会社理研計器奈良製作所
代表取締役社長　田島　秀二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,267,157
	固定資産	2,336,455
	合計	6,603,613
負純資産及のび部	流動負債	780,943
	（うち賞与引当金）	(22,400)
	固定負債	31,862
	株主資本	5,790,807
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,740,807
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,728,307
	（うち当期純利益）	(533,487)
	合計	6,603,613

第 18 期 決 算 公 告

令和７年３月26日
東京都港区新橋１－９－５
パシフィックリーグマーケティング株式会社
代表取締役　新井　仁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,825,008
	固定資産	458,692
	合計	4,283,700
負純資産及のび部	流動負債	2,790,959
	株主資本	1,492,741
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,432,741
	その他利益剰余金	1,432,741
	（うち当期純利益）	(228,417)
	合計	4,283,700

第 22 期 決 算 公 告

令和７年３月27日
東京都千代田区大手町１－７－２
ジェンサームジャパン株式会社
代表取締役　王　　成龍

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,375
	固定資産	49,654
	合計	230,029
負純資産及のび部	流動負債	39,751
	固定負債	726
	株主資本	186,843
	資本金	10,000
	利益剰余金	176,843
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	174,343
	（うち当期純利益）	(22,852)
	評価・換算差額等	2,709
	合計	230,029

第 11 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階
Booking. com Consulting Services Japan株式会社
代表取締役　ソテロ・ピント・ゲレイロ・ヌーノ・ミゲル

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,000,204
	合計	17,000,204
負純資産及のび部	流動負債	5,258,145
	株主資本	11,742,059
	資本金	1
	利益剰余金	11,742,058
	その他利益剰余金	11,742,058
	（うち当期純利益）	(2,177,494)
	合計	17,000,204

第 17 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号38階
Booking. com Japan株式会社
代表取締役　ローラ・ケイティ・アーサー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,535,815
	固定資産	95,485
	資産合計	2,631,300
負純資産及のび部	流動負債	837,318
	株主資本	1,793,982
	資本金	165,000
	資本剰余金	165,000
	資本準備金	165,000
	利益剰余金	1,463,982
	利益準備金	41,250
	その他利益剰余金	1,422,732
	（うち当期純利益）	(1,422,418)
	負債・純資産合計	2,631,300

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭガンマメンサー般社団法人
代表理事　髙橋　法彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,487,956
	固定資産	200,000
	資産合計	3,687,956
負純資産及のび部	流動負債	118,950
	負債合計	118,950
	基金	5,000,000
	利益剰余金	△1,430,994
	（うち当期純損失）	(316,402)
	純資産合計	3,569,006
	負債・純資産合計	3,687,956

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭアルファメンサー般社団法人
代表理事　長尾　　誠

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,582,211
	固定資産	100,000
	資産合計	3,682,211
負純資産及のび部	流動負債	118,950
	負債合計	118,950
	基金	5,000,000
	利益剰余金	△1,436,739
	（うち当期純損失）	(316,063)
	純資産合計	3,563,261
	負債・純資産合計	3,682,211

第 12 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
エネルエックス・ジャパン株式会社
代表取締役　宮本　博光

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,398
	固定資産	188
	合計	9,586
負純資産及のび部	流動負債	7,734
	株主資本	1,852
	資本金	100
	利益剰余金	1,752
	その他利益剰余金	1,752
	（うち当期純利益）	(1,246)
	合計	9,586

第３期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
ＰＷＭフィナンシャル・パートナーズ株式会社
代表取締役社長　山本　博之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,192
	資産合計	4,192
負純資産及び債のび部	流動負債	2,086
	株主資本	2,106
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,893
	その他利益剰余金	△7,893
	（うち当期純損失）	（7,167）
	負債・純資産合計	4,192

第２期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭヒドラー般社団法人
代表理事　長尾　誠

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,299,467
	固定資産	100,000
	資産合計	5,399,467
負純資産及び債のび部	流動負債	218,300
	負債合計	218,300
	基金	5,790,000
	利益剰余金	△608,833
	（うち当期純損失）	（597,233）
	純資産合計	5,181,167
	負債・純資産合計	5,399,467

第２期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭインダス一般社団法人
代表理事　髙橋　法彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,697,436
	固定資産	700,000
	資産合計	5,397,436
負純資産及び債のび部	流動負債	218,300
	負債合計	218,300
	基金	5,790,000
	利益剰余金	△610,864
	（うち当期純損失）	（599,264）
	純資産合計	5,179,136
	負債・純資産合計	5,397,436

第39期決算公告

令和７年４月15日
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町８番地
戸塚商業ビル管理株式会社
代表取締役　羽生　典弘

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	300,983
	固定資産	212,826
	合計	513,809
負純資産及び債のび部	流動負債	75,868
	固定負債	207,500
	株主資本	230,441
	資本金	40,000
	利益剰余金	190,441
	（うち当期純利益）	（2,221）
	合計	513,809

第７期決算公告

令和７年４月16日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目７番地18日総第18ビル
ＴＮＯ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　マータイン・スタム

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	28,650
	固定資産	462
	合計	29,112
負純資産及び債のび部	流動負債	10,891
	株主資本	18,221
	資本金	10
	利益剰余金	18,211
	その他利益剰余金	18,211
	（うち当期純利益）	（10,245）
	合計	29,112

第23期決算公告

令和７年４月16日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目５番１号
株式会社ツアー・ウェーブ
代表取締役　江口　篤

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	716,240
	固定資産	139,349
	合計	855,589
負純資産及び債のび部	流動負債	531,650
	固定負債	269,864
	株主資本	54,074
	資本金	80,000
	利益剰余金	△25,925
	（利益準備金）	（800）
	（その他利益剰余金）	（△26,725）
	（うち当期純損失）	（62,039）
	合計	855,589

第145期決算公告　令和７年３月26日

大阪市中央区今橋４丁目１番１号
大阪倉庫株式会社
代表取締役　北井　利一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,334,284
	固定資産	4,517,651
	合計	6,851,934
負純資産及び債のび部	流動負債	426,396
	固定負債	1,025,465
	株主資本	5,400,073
	資本金	240,363
	資本剰余金	1,092
	資本準備金	1,092
	利益剰余金	5,158,617
	利益準備金	59,102
	その他利益剰余金	5,099,515
	（うち当期純利益）	（366,959）
	合計	6,851,934

第73期決算公告　令和７年４月16日

京都市伏見区治部町130番地
マツイカガク株式会社
代表取締役　湯川　真次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,266
	固定資産	7,307
	資産合計	12,574
負純資産及び債のび部	流動負債	3,309
	固定負債	820
	株主資本	7,482
	資本金	465
	資本剰余金	453
	利益剰余金	6,564
	利益準備金	116
	その他利益剰余金	6,448
	（うち当期純利益）	（276）
	評価・換算差額等	961
	負債・純資産合計	12,574

第43期決算公告　令和７年３月28日

神奈川県平塚市追分２番１号
株式会社プロギア
代表取締役　日比野公良

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,944,301
	固定資産	491,329
	合計	4,435,630
負純資産及び債のび部	流動負債	2,919,177
	固定負債	387,250
	株主資本	1,129,203
	資本金	95,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	934,203
	利益準備金	14,500
	その他利益剰余金	919,703
	（うち当期純利益）	（88,485）
	合計	4,435,630

第14期決算公告

令和７年４月16日
香川県高松市上福岡町922番地１
レイグランド株式会社
代表取締役　早川　幸宏

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	184
	固定資産	17
	合計	201
負純資産及び債のび部	流動負債	108
	固定負債	92
	株主資本	1
	資本金	3
	利益剰余金	△2
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	（3）
	合計	201

第50期決算公告

令和７年４月16日
広島市中区光南三丁目２番28号
西部電工株式会社
代表取締役　作田　國光

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	429,349
	固定資産	246,922
	合計	676,271
負純資産及び債のび部	流動負債	349,191
	固定負債	94,871
	株主資本	232,208
	資本金	20,000
	利益剰余金	212,208
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	210,208
	（うち当期純利益）	（7,947）
	合計	676,271

第18期決算公告

令和７年４月16日
大阪市北区堂島浜二丁目２番28号
センティーレワン株式会社
代表取締役　柳　敬雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	414
	固定資産	17
	合計	432
負純資産及び債のび部	流動負債	118
	株主資本	313
	資本金	60
	資本剰余金	108
	資本準備金	108
	利益剰余金	145
	その他利益剰余金	145
	（うち当期純利益）	（23）
	合計	432

第６期決算公告　令和７年４月16日
福岡市中央区地行浜二丁目２番２号
ＡｃｒｏＢａｔｓ株式会社
代表取締役社長　江尻慎太郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,749
	固定資産	924
	資産合計	**46,673**
負純資産及び部	流動負債	31,191
	（うち賞与引当金）	(765)
	株主資本	15,482
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△4,517
	その他利益剰余金	△4,517
	（うち当期純利益）	(4,517)
	負債・純資産合計	**46,673**

第13期決算公告
令和７年４月16日
香川県高松市浜ノ町267番地１
ガーネット株式会社
代表取締役　早川　大地
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	12
	固定資産	2
	合計	**14**
負純資産及び部	流動負債	14
	固定負債	1
	株主資本	△1
	資本金	1
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	**14**

第17期決算公告
令和７年４月16日
香川県高松市太田上町359番地15
ハピネスシェフ株式会社
代表取締役　早川　幸宏
貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	113
	固定資産	2
	合計	**115**
負純資産及び部	流動負債	71
	固定負債	71
	株主資本	△27
	資本金	3
	利益剰余金	△30
	その他利益剰余金	△30
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	**115**

第３期決算公告
令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭカノープス一般社団法人
代表理事　長尾　誠
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,576,392
	固定資産	100,000
	資産合計	**2,676,392**
負純資産及び部	流動負債	118,950
	負債合計	**118,950**
	基金	3,740,000
	利益剰余金	△1,182,558
	（うち当期純損失）	(468,750)
	純資産合計	**2,557,442**
	負債・純資産合計	**2,676,392**

第３期決算公告
令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＪＭアヴィオール一般社団法人
代表理事　髙橋　法彦
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,648,894
	固定資産	200,000
	資産合計	**2,848,894**
負純資産及び部	流動負債	118,950
	負債合計	**118,950**
	基金	3,840,000
	利益剰余金	△1,110,056
	（うち当期純損失）	(460,558)
	純資産合計	**2,729,944**
	負債・純資産合計	**2,848,894**

第１期決算公告
令和７年４月16日
沖縄県宮古島市伊良部字伊良部721番地１
株式会社ソラニワ
代表取締役　田中　伸弥
貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,412,589
	固定資産	97,480,890
	繰延資産	5,770,926
	資産合計	**130,664,405**
負純資産及び部	流動負債	129,889,210
	株主資本	775,195
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△224,805
	その他利益剰余金	△224,805
	（うち当期純損失）	(224,805)
	負債・純資産合計	**130,664,405**

第７期決算公告　令和７年４月16日
埼玉県熊谷市久保島634番地
日本オイルポンプ株式会社
代表取締役　阿部　治
貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,220
	固定資産	9,951
	合計	**14,172**
負純資産及び部	流動負債	1,873
	固定負債	8,693
	株主資本	3,605
	資本金	99
	資本剰余金	5,802
	資本準備金	2,901
	その他資本剰余金	2,901
	利益剰余金	△2,296
	その他利益剰余金	△2,296
	（うち当期純損失）	(366)
	合計	**14,172**

第47期決算公告　令和７年４月16日
岩手県盛岡市大通三丁目３番18号
株式会社ホテル東日本
代表取締役　代田　量一
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,385
	固定資産	22,723
	資産合計	**307,108**
負純資産及び部	流動負債	317,121
	固定負債	4,492
	株主資本	△14,504
	資本金	2,400
	資本剰余金	159,144
	資本準備金	600
	その他資本剰余金	158,544
	利益剰余金	△176,049
	その他利益剰余金	△176,049
	（うち当期純損失）	(17,504)
	負債・純資産合計	**307,108**

第４期決算公告　令和７年４月16日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
ＮＳＹ一般社団法人
代表理事　長尾　誠
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	979,944
	固定資産	100,100
	資産合計	**1,080,044**
負純資産及び部	流動負債	232,700
	負債合計	**232,700**
	社員資本	847,344
	基金	2,600,000
	利益剰余金	△1,752,656
	その他利益剰余金	△1,752,656
	（うち当期純損失）	(539,130)
	純資産合計	**847,344**
	負債・純資産合計	**1,080,044**

第15期決算公告
令和７年４月16日
東京都千代田区大手町１－５－１
NSFOCUSジャパン株式会社
代表取締役　胡　忠　華
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	27,464,924
	固定資産	27,810
	資産合計	**27,492,734**
負純資産及び部	流動負債	238,965,317
	固定負債	285,407,500
	株主資本	△496,880,083
	資本金	89,600,000
	資本剰余金	39,400,000
	その他資本剰余金	39,400,000
	利益剰余金	△625,880,083
	その他利益剰余金	△625,880,083
	（うち当期純損失）	(19,495,641)
	負債・純資産合計	**27,492,734**

第28期決算公告　令和７年３月28日
東京都江東区東陽三丁目23番22号
神東アクサルタ
コーティングシステムズ株式会社
代表取締役　久山　徹也
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,480
	固定資産	735
	資産合計	**2,215**
負純資産及び部	流動負債	933
	固定負債	26
	株主資本	1,236
	資本金	450
	利益剰余金	786
	利益準備金	58
	その他利益剰余金	728
	（うち当期純利益）	(147)
	評価・換算差額等	19
	負債・純資産合計	**2,215**

第67期決算公告　令和７年３月25日
東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
日本林業肥料株式会社
代表取締役　梶塚　大志
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	632,099
	固定資産	16,754
	資産合計	**648,853**
負純資産及び部	流動負債	458,720
	固定負債	1,058
	株主資本	189,075
	資本金	12,000
	利益剰余金	209,475
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	206,475
	（うち当期純損失）	(6,464)
	自己株式	△32,400
	負債・純資産合計	**648,853**

第 48 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　千葉市中央区中央港二丁目４番６号

中央港荷役株式会社

代表取締役　小川　勝彦

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	664,913	流動負債	267,659
固定資産	678,381	（賞与引当金）	(34,144)
		固定負債	233,241
		（退職給与引当金）	(11,000)
		株主資本	842,394
		資本金	60,000
		資本剰余金	23,182
		資本準備金	23,182
		利益剰余金	759,211
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	744,211
		（うち当期純利益）	(71,834)
資産合計	1,343,295	負債・純資産合計	1,343,295

第 22 期 決 算 公 告

令和７年３月31日

福島県二本松市住吉５番地の１

マレリ福島株式会社

代表取締役　伊奈　清

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,669	流動負債	2,299
固定資産	2,810	固定負債	62
		（退職給付引当金）	(34)
		（製品保証引当金）	(26)
		株主資本	5,118
		資本金	90
		資本剰余金	2,846
		その他資本剰余金	2,846
		利益剰余金	2,181
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	2,151
		（うち当期純利益）	(441)
資産合計	7,479	負債・純資産合計	7,479

第 5 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　東京都品川区西五反田二丁目12番19号
五反田ＮＮビル８階

Phoenix Technologies株式会社

代表取締役　モリナロ・ビト

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	139,184	流動負債	29,739
固定資産	11,533	固定負債	124,500
有形固定資産	0	退職給付引当金	121,595
無形固定資産	2,799	リース負債	2,905
投資その他の資産	8,735	負債合計	154,240
		株主資本	△3,522
		資本金	100
		利益剰余金	△3,622
		その他利益剰余金	△3,622
		（うち当期純利益）	(4,002)
		純資産合計	△3,522
資産合計	150,718	負債・純資産合計	150,718

第 8 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号ＪＰタワー14階

トレードウェブ・ジャパン株式会社

代表取締役　武守　美幸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,116,544	流動負債	1,377,713
固定資産	684,992	（賞与引当金）	(104,946)
		固定負債	38,152
		負債合計	1,415,865
		株主資本	1,385,671
		資本金	300,000
		資本剰余金	299,900
		資本準備金	299,900
		利益剰余金	785,771
		その他利益剰余金	785,771
		（うち当期純利益）	(73,916)
		純資産合計	1,385,671
資産合計	2,801,537	負債・純資産合計	2,801,537

第 8 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

京都市中京区山崎町235

Ｂａｓｅｃｏｎｎｅｃｔ株式会社

代表取締役　國重　侑輝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,907,082	流動負債	238,762
固定資産	8,887	固定負債	894,195
		株主資本	783,012
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,357,015
		資本準備金	1,380,810
		その他資本剰余金	976,205
		利益剰余金	△1,624,003
		その他利益剰余金	△1,624,003
		（うち当期純損失）	(251,410)
資産合計	1,915,969	負債・純資産合計	1,915,969

第 8 期 決 算 公 告

2025年４月16日
横浜市港北区新横浜二丁目７番地17ＫＡＫｉＹＡビル４Ｆ

ディー・クルー・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　石川　明彦

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	260,917	流動負債	913,908
固定資産	16,882	賞与引当金	22,581
		その他	891,327
		固定負債	26,668
		退職給付引当金	26,668
		株主資本	△662,777
		資本金	70,000
		利益剰余金	△732,777
		その他利益剰余金	△732,777
		（うち当期純損失）	(145,245)
資産合計	277,799	負債・純資産合計	277,799

第 4 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　高松市観光通二丁目２番15号

四国三菱ふそう販売株式会社

代表取締役　小松　孝二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,790,119	流動負債	3,395,128
固定資産	4,118,811	（賞与引当金）	(101,000)
繰延資産	1,500	固定負債	5,531,868
		株主資本	1,983,433
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,705,664
		その他資本剰余金	1,705,664
		利益剰余金	177,769
		その他利益剰余金	177,769
		（うち当期純利益）	(126,339)
資産合計	10,910,430	負債・純資産合計	10,910,430

第 49 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

広島市中区土橋町１番13号

ホシザキ中国株式会社

代表取締役　金子　秀夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,827,559	流動負債	4,657,495
固定資産	1,696,314	賞与引当金	166,600
		固定負債	1,185,945
		退職給付引当金	1,169,717
		役員退職慰労引当金	4,344
		株主資本	5,680,433
		資本金	100,000
		利益剰余金	5,580,433
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,555,433
		（うち当期純利益）	(694,618)
資産合計	11,523,873	負債・純資産合計	11,523,873

第 57 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　東京都港区芝浦三丁目４番１号
株式会社ヴァンティブ

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,347,876	流動負債	11,853,674
固定資産	6,759,759	売上値引引当金	33,184
		固定負債	369,520
		役員退職慰労引当金	23,400
		退職給付引当金	165,914
		株主資本	10,884,440
		資本金	90,000
		資本剰余金	33,455,860
		資本準備金	2,025,000
		その他資本剰余金	31,430,860
		利益剰余金	△22,661,420
		利益準備金	982,500
		その他利益剰余金	△23,643,919
		（うち当期純損失）	（407,059）
資産合計	**23,107,636**	**負債・純資産合計**	**23,107,636**

第 18 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　東京都千代田区紀尾井町３番12号
株式会社センターポイント・ディベロップメント
代表取締役　上田　伸孝

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,517,499	流動負債	1,233,125
固定資産	1,561,550	賞与引当金	66,047
		固定負債	167,835
		賞与引当金	55,437
		負債合計	**1,400,961**
		株主資本	2,678,088
		資本金	280,000
		資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	2,148,088
		その他利益剰余金	2,148,088
		（うち当期純利益）	（1,014,350）
		純資産合計	**2,678,088**
資産合計	**4,079,050**	**負債・純資産合計**	**4,079,050**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
住友不動産大崎ガーデンタワー９階
ペガサス・テック・ホールディングス株式会社
代表取締役　エムディー・アニス・ウッザマン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	65,147	流動負債	140,696
固定資産	66,687	株主資本	△8,860
		資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	△8,870
		その他利益剰余金	△8,870
		（うち当期純利益）	（9,767）
合計	**131,835**	**合計**	**131,835**

第 31 期 決 算 公 告

令和７年３月６日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
ガートナージャパン株式会社
代表取締役　アラン・ミラー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,026	流動負債	15,145
固定資産	2,356	（賞与引当金）	（757）
		（有給休暇引当金）	（219）
		固定負債	2,040
		（退職給付引当金）	（1,293）
		負債合計	**17,186**
		株主資本	7,197
		資本金	20
		利益剰余金	7,177
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	7,172
		（うち当期純利益）	（2,866）
		純資産合計	**7,197**
資産合計	**24,383**	**負債・純資産合計**	**24,383**

第 5 期 決 算 公 告

2025年４月16日　東京都千代田区大手町一丁目９番７号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー
Shareworks Japan株式会社
代表取締役　ダレン・スペンサー

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	122,651	流動負債	51,906
固定資産	337	固定負債	3
		負債合計	**51,909**
		株主資本	71,078
		資本金	1,000
		利益剰余金	70,078
		その他利益剰余金	70,078
		（うち当期純利益）	（14,403）
		純資産合計	**71,078**
資産合計	**122,988**	**負債・純資産合計**	**122,988**

第 20 期 決 算 公 告

2025年４月16日　東京都千代田区大手町一丁目９番７号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー
ジパング住宅ローン株式会社
代表取締役　ケン・マーナー

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	62,662	流動負債	290
固定資産	257	**負債合計**	**290**
		株主資本	62,630
		資本金	9,990
		資本剰余金	2,497
		資本準備金	2,497
		利益剰余金	50,143
		その他利益剰余金	50,143
		（うち当期純損失）	（1,091）
		純資産合計	**62,630**
資産合計	**62,920**	**負債・純資産合計**	**62,920**

決 算 公 告

令和７年４月16日
大阪市北区梅田三丁目４番５号毎日新聞ビル２階
株式会社Ｓｔａｒｓ
代表取締役　水谷　治朗

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	393,179	流動負債	126,612
固定資産	95,041	（うち賞与引当金）	（4,300）
		固定負債	278,887
		株主資本	82,721
		資本金	22,792
		資本剰余金	13,792
		資本準備金	12,792
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	46,136
		その他利益剰余金	46,136
		（うち当期純利益）	（9,088）
資産合計	**488,221**	**負債・純資産合計**	**488,221**

第 23 期 決 算 公 告

2025年４月16日　東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル21階
ＴＭ株式会社
代表取締役　石田　　泉

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,032	流動負債	160
固定資産	224	固定負債	8,411
		負債合計	**8,572**
		株主資本	684
		資本金	0
		資本剰余金	499
		資本準備金	499
		利益剰余金	184
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	177
		（うち当期純利益）	（203）
		純資産合計	**684**
資産合計	**9,256**	**負債・純資産合計**	**9,256**

第12期決算公告

令和７年４月16日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
日本Rimini Street株式会社
代表取締役　セス・ラヴィン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	9,281
	固定資産	210
	合計	9,492
負債及び純資産の部	流動負債	8,814
	固定負債	17
	株主資本	586
	資本金	30
	利益剰余金	556
	その他利益剰余金	556
	（うち当期純利益）	(112)
	評価・換算差額等	73
	その他有価証券評価差額金	73
	合計	9,492

第66期決算公告

令和７年４月16日
東京都中央区京橋一丁目７番２号
株式会社永坂産業
取締役社長　石橋　寛

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,204	流動負債	862
固定資産	131,696	固定負債	22,941
有形固定資産	43,738	株主資本	76,421
投資その他の資産	87,958	資本金	1,000
		利益剰余金	75,421
		（利益準備金）	(250)
		（その他利益剰余金）	(75,171)
		評価・換算差額等	44,675
		その他有価証券評価差額金	44,675
資産合計	144,901	負債・純資産合計	144,901

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,710
営業費用	3,623
営業利益	2,087
営業外損益	111
経常利益	2,199
特別損益	—
税引前当期純利益	2,199
法人税、住民税及び事業税	405
法人税等調整額	120
当期純利益	1,673

第３期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区紀尾井町３番12号
ＣＰＤ投資顧問株式会社
代表取締役　猪瀬　啓介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	36,584
	固定資産	1,954
	資産合計	38,539
負債及び純資産の部	流動負債	5,124
	負債合計	5,124
	株主資本	33,415
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△116,584
	その他利益剰余金	△116,584
	（うち当期純損失）	(50,563)
	純資産合計	33,415
	負債・純資産合計	38,539

第26期決算公告

2025年４月16日　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
ＰＷＭ日本証券株式会社
代表取締役社長　丸橋　昌平

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,064,953	流動負債	4,337,007
固定資産	295,502	固定負債	72,341
有形固定資産	74,666	退職給付引当金	40,801
無形固定資産	110,078	その他	31,539
投資その他の資産	110,757	負債合計	4,409,348
		株主資本	1,947,170
		資本金	3,000,000
		利益剰余金	△1,052,829
		その他利益剰余金	△1,052,829
		評価・換算差額等	3,937
		その他有価証券評価差額金	3,937
		純資産合計	1,951,107
資産合計	6,360,456	負債・純資産合計	6,360,456

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,973,313
金融費用	226
販売費及び一般管理費	2,633,459
営業利益	339,627
営業外収益	8,626
営業外費用	22,450
経常利益	325,803
特別損益	—
税引前当期純利益	325,803
法人税、住民税及び事業税	97,205
法人税等調整額	△3,689
当期純利益	232,287

第５期決算公告

令和７年４月16日
東京都中央区銀座七丁目13番６号
サガミビル２階
ＦＯＯＤＢＯＸ株式会社
代表取締役　中村　圭佑

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,577,162
	固定資産	550,130
	資産合計	10,127,292
負債及び純資産の部	流動負債	4,408,877
	株主資本	5,718,415
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△4,281,585
	その他利益剰余金	△4,281,585
	（うち当期純利益）	(3,460,766)
	負債・純資産合計	10,127,292

第41期決算公告

2025年３月26日
大阪府大阪市中央区南本町一丁目８番14号
日中国際フェリー株式会社
代表取締役社長　村上　光一

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,035,095	流動負債	99,596
固定資産	1,239,374	固定負債	40,412
		負債合計	140,008
		株主資本	2,134,461
		資本金	1,000,000
		利益剰余金	1,134,461
		純資産合計	2,134,461
資産合計	2,274,470	負債・純資産合計	2,274,470

損益計算書の要旨
（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	209,534
営業費用	128,481
営業利益	81,053
営業外収益	20,065
経常利益	101,118
税引前当期純利益	101,118
法人税等	26,632
法人税等調整額	671
当期純利益	73,814

第３期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
未来創造キャピタル株式会社
代表取締役　松山　敏彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	33,038
	固定資産	2,931
	資産合計	35,969
負債及び純資産の部	流動負債	823
	株主資本	35,146
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	5,146
	その他利益剰余金	5,146
	（うち当期純利益）	(1,219)
	負債・純資産合計	35,969

第18期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区神田西福田町３番地
株式会社ＰＫＵＴＥＣＨ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	347
	固定資産	121
	繰延資産	1
	資産合計	470
負債及び純資産の部	流動負債	281
	固定負債	81
	株主資本	106
	資本金	97
	資本剰余金	70
	資本準備金	68
	その他資本剰余金	1
	利益剰余金	△60
	その他利益剰余金	△60
	（うち当期純損失）	(60)
	負債・純資産合計	470

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千九十六万四千三百八十八円減少し七百九十九万八千七百五十七円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年五月二十六日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内に申し出てください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都千代田区神田西福田町三番地
株式会社ＰＫＵＴＥＣＨ
代表取締役　劉　甚秋

第44期決算公告

令和７年４月16日
東京都江東区新木場一丁目９番10号
大純木材株式会社
代表取締役　大森　保秀

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	92,693
	固定資産	171,009
	合計	263,702
負債及び純資産の部	流動負債	16,199
	固定負債	100,670
	株主資本	146,832
	資本金	12,000
	利益剰余金	134,832
	その他利益剰余金	134,832
	（うち当期純利益）	(5,604)
	合計	263,702

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都江東区新木場一丁目九番一〇号
大純木材株式会社
代表取締役　大森　保秀

第19期決算公告

令和７年４月16日
東京都新宿区四谷４丁目３番地
エクシーナ四谷302
株式会社ナビドットコム
代表取締役　南宮　　進

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	31,517
	固定資産	299,913
	繰延資産	337
	資産合計	331,767
負債及び純資産の部	流動負債	35,794
	固定負債	5,060
	株主資本	290,913
	資本金	100,000
	利益剰余金	226,470
	その他利益剰余金	226,470
	（うち当期純損失）	(13,064)
	自己株式	△35,557
	負債・純資産合計	331,767

第36期決算公告

令和７年４月16日
新潟市江南区下早通柳田二丁目２番17号
五十嵐建設工業株式会社
代表取締役　五十嵐　豊

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,139,201
	固定資産	770,259
	合計	3,909,460
負債及び純資産の部	流動負債	2,680,864
	固定負債	13,304
	株主資本	1,215,292
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,185,292
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,177,792
	（うち当期純利益）	(31,459)
	合計	3,909,460

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十一億三千八百八十二万八千二百四十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
新潟市江南区下早通柳田二丁目二番一七号
五十嵐建設工業株式会社
代表取締役　五十嵐　豊

第7期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区紀尾井町１番３号
LINE CONOMI株式会社
代表取締役　島村　武志

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	21,696
	合計	21,696
負債及び純資産の部	流動負債	411
	株主資本	21,285
	資本金	100,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	495,000
	利益剰余金	△573,714
	その他利益剰余金	△573,714
	（うち当期純損失）	(1,876)
	合計	21,696

第13期決算公告

令和７年４月16日
新潟市東区逢谷内５丁目５番17号
新安金属株式会社
代表取締役社長　久保田夏綺

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,222
	固定資産	19,841
	合計	37,063
負債及び純資産の部	流動負債	28,378
	固定負債	0
	株主資本	8,685
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 21,315
	その他利益剰余金	△ 21,315
	（うち当期純利益）	(1,505)
	合計	37,063

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
新潟市東区逢谷内五丁目五番一七号
新安金属株式会社
代表取締役社長　久保田夏綺

第13期決算公告

令和７年３月31日
東京都中央区新富一丁目６番16号
ＤＣＣビル
株式会社ダイモン
代表取締役　中島紳一郎

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	143,380
	固定資産	44,200
	資産合計	187,581
負債及び純資産の部	流動負債	28,417
	固定負債	101,364
	株主資本	57,801
	資本金	80,000
	資本剰余金	66,000
	その他資本剰余金	66,000
	利益剰余金	△88,199
	その他利益剰余金	△88,199
	（うち当期純損失）	(48,852)
	負債・純資産合計	187,581

第10期決算公告

令和７年４月16日
大阪市中央区博労町一丁目８番２号
クチュールデジタル株式会社
代表取締役　森田　修史

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,598
	固定資産	53,470
	合計	67,067
負債及び純資産の部	流動負債	45,074
	固定負債	30,098
	株主資本	△ 8,105
	資本金	148,709
	資本剰余金	28,504
	資本準備金	28,504
	利益剰余金	△ 185,318
	その他利益剰余金	△ 185,318
	（うち当期純損失）	(17,346)
	合計	67,067

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百七十万九千百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
大阪市中央区博労町一丁目八番二号
クチュールデジタル株式会社
代表取締役　森田　修史

第4期決算公告

令和７年４月16日
東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル４階ジパング
RINA Japan株式会社
代表取締役　シモーネ・マンカ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,617
	固定資産	95
	資産合計	74,712
負債及び純資産の部	流動負債	10,993
	固定負債	42,688
	株主資本	21,031
	資本金	6,000
	利益剰余金	15,031
	その他利益剰余金	15,031
	（うち当期純利益）	(7,387)
	負債・純資産合計	74,712

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日

大分県佐伯市船頭町一五番一七号
株式会社工藤商店
代表取締役　工藤　美苗

第21期決算公告

令和７年４月16日
大分県佐伯市船頭町15番17号
株式会社工藤商店
代表取締役　工藤　美苗

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,034
	固定資産	14,749
	合計	21,784
負純資産の債及び部	流動負債	11,836
	株主資本	9,948
	資本金	20,000
	利益剰余金	△10,051
	その他利益剰余金	△10,051
	（うち当期純利益）	(581)
	合計	21,784

第1期決算公告

令和７年３月28日
東京都渋谷区桜丘町20番４号
株式会社HHGalaxy Japan
代表取締役社長　小山　誠人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,199
	資産合計	9,199
負純資産の債及び部	流動負債	354
	その他	24
	株主資本	8,820
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△1,179
	その他利益剰余金	△1,179
	（うち当期純損失）	(1,179)
	負債・純資産合計	9,199

第22期決算公告

令和６年６月26日
東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
新国際ビル４階
いちい亭株式会社
代表取締役　田畑　貴弘

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,860
	固定資産	2,493
	合計	26,353
負純資産の債及び部	流動負債	9,382
	固定負債	0
	株主資本	16,971
	利益剰余金	8,971
	その他利益剰余金	8,971
	（うち当期純利益）	(420)
	合計	26,353

第16期決算公告

令和７年３月27日
札幌市中央区南10条西１丁目１番51号
札幌債権回収株式会社
代表取締役　齊藤　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		993,309	流動負債	87,810
固定資産		500	固定負債	253,265
投資その他の資産		500	株主資本	652,732
			資本金	500,000
			利益剰余金	152,732
			その他利益剰余金	152,732
資産合計		993,809	負債・純資産合計	993,809

損益計算書の要旨
（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	208,990
売上総利益	208,990
販売費及び一般管理費	166,596
営業利益	42,393
営業外収益	2,383
営業外費用	4,550
経常利益	40,226
税引前当期純利益	40,226
法人税、住民税及び事業税	7,770
当期純利益	32,455

第10期決算公告

令和７年４月16日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
株式会社ペガサス・テック・ベンチャーズ・ジャパン
代表取締役　名雲　俊忠

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,973
	固定資産	158
	合計	81,131
負純資産の債及び部	流動負債	42,669
	株主資本	38,461
	資本金	5,031
	利益剰余金	33,430
	その他利益剰余金	33,430
	（うち当期純利益）	(9,358)
	合計	81,131

第8期決算公告

令和７年４月16日　東京都港区芝公園三丁目５番10号
スペースワン株式会社
代表取締役　豊田　正和

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,464	流動負債	5,297
固定資産	7,429	（うち賞与引当金）	(8)
		固定負債	3,994
		負債合計	9,292
		株主資本	601
		資本金	7,972
		資本剰余金	7,972
		資本準備金	7,972
		利益剰余金	△15,342
		その他利益剰余金	△15,342
		純資産合計	601
資産合計	9,893	負債・純資産合計	9,893

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	983
売上原価	1,147
売上総損失	163
販売費及び一般管理費	2,765
営業損失	2,929
営業外収益	36
営業外費用	381
経常損失	3,274
特別損失	1
税引前当期純損失	3,275
法人税、住民税及び事業税	5
当期純損失	3,280

第26期決算公告

令和７年４月16日
東京都新宿区市谷台町22―１
株式会社東京ブックランド
代表取締役　楠本　忍

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,152
	固定資産	8,611
	合計	166,764
負純資産の債及び部	流動負債	76,553
	固定負債	8,033
	株主資本	82,177
	資本金	10,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	119,401
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	110,401
	（うち当期純利益）	(14,898)
	自己株式	△147,224
	合計	166,764

第13期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
パンパシフィックエネルギー株式会社
代表取締役社長　紺谷　竜介

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	504	流動負債	39
固定資産	120,388	株主資本	120,853
		資本金	61,905
		資本剰余金	35,731
		資本準備金	15,499
		その他資本剰余金	20,231
		利益剰余金	23,217
		その他利益剰余金	23,217
資産合計	120,892	負債・純資産合計	120,892

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	12,434
販売費及び一般管理費	89
営業利益	12,345
営業外収益	58
経常利益	12,403
税引前当期純利益	12,403
法人税、住民税及び事業税	90
当期純利益	12,312

第 28 期 決 算 公 告

令和７年３月25日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル31階
キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社
代表取締役　ダニエル・シャイアマン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,053	流動負債	745
固定資産	129	固定負債	173
		負債合計	**918**
		株主資本	264
		資本金	500
		利益剰余金	△236
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	△361
		純資産合計	**264**
資産合計	**1,182**	**負債・純資産合計**	**1,182**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	971
販売費及び一般管理費	941
営業利益	30
営業外収益	3
営業外費用	1
経常利益	32
税引前当期純利益	32
法人税、住民税及び事業税	10
当期純利益	22

第 13 期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区六本木三丁目２番１号
六本木グランドタワー
パシフィコ・エナジー株式会社
代表取締役　松尾　大樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,851,216
	固定資産	2,056,623
	合計	**4,907,840**
負債及び純資産の部	流動負債	1,231,146
	固定負債	1,672,268
	株主資本	2,004,424
	資本金	100,000
	資本剰余金	131,550
	その他資本剰余金	131,550
	利益剰余金	1,772,874
	その他利益剰余金	1,772,874
	（うち当期純利益）	（756,305）
	合計	**4,907,840**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年３月24日
東京都千代田区神田北乗物町１番地１
リボーン債権回収株式会社
代表取締役　松平　敏幸

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,364,020	流動負債	2,862,476
固定資産	56,071	固定負債	2,123,949
		負債合計	**4,986,425**
		株主資本	433,666
		資本金	555,250
		資本剰余金	55,250
		資本準備金	55,250
		利益剰余金	△176,834
		その他利益剰余金	△176,834
		純資産合計	**433,666**
資産合計	**5,420,091**	**負債・純資産合計**	**5,420,091**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	3,427,424
売上原価	2,641,190
売上総利益	786,234
販売費及び一般管理費	319,679
営業利益	466,555
営業外収益	700
営業外費用	300,197
経常利益	167,058
税引前当期純利益	167,058
法人税・住民税及び事業税	49,887
法人税等調整額	△3,549
当期純利益	120,720

第 10 期決算公告

令和７年３月27日
東京都文京区本郷七丁目３番１号
東京大学アントレプレナープラザ
株式会社ＰＲＯＶＩＧＡＴＥ
代表取締役　関水　康伸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	653,051
	固定資産	38,892
	合計	**691,943**
負債及び純資産の部	流動負債	37,785
	株主資本	636,416
	資本金	90,000
	資本剰余金	970,128
	資本準備金	970,128
	利益剰余金	△423,712
	その他利益剰余金	△423,712
	（うち当期純損失）	（423,712）
	新株予約権	17,742
	合計	**691,943**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
シェブロンジャパン株式会社
代表取締役社長　豊野　　輔

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,349	流動負債	6,913
固定資産	5,505	固定負債	205
有形固定資産	5,276	**負債合計**	**7,118**
無形固定資産	3	株主資本	9,737
投資その他の資産	226	資本金	1,058
		利益剰余金	8,679
		利益準備金	265
		その他利益剰余金	8,414
		純資産合計	**9,737**
資産合計	**16,855**	**負債・純資産合計**	**16,855**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,436
売上原価	21,723
売上総利益	6,714
販売費及び一般管理費	2,634
営業利益	4,079
営業外収益	116
営業外費用	74
経常利益	4,122
税引前当期純利益	4,122
法人税、住民税及び事業税	1,210
法人税等調整額	34
当期純利益	2,877

第 18 期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区六本木六丁目２番31号
株式会社琉球ホテルリゾート八重山
代表取締役　齋藤　勇一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	212,745
	固定資産	54,900
	資産合計	**267,646**
負債及び純資産の部	流動負債	196,176
	固定負債	119,867
	株主資本	△48,397
	資本金	87,500
	資本剰余金	236,319
	その他資本剰余金	236,319
	利益剰余金	△372,217
	その他利益剰余金	△372,217
	（うち当期純損失）	（31,318）
	負債・純資産合計	**267,646**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦１特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	37,123	流動負債	28,057
固定資産	37,123	固定負債	782
その他の資産の部	5,796	**負債合計**	**28,839**
流動資産	5,796	社員資本	14,081
繰延資産	0	特定資本金	5
		優先資本金	16,164
		剰余金	△2,088
		当期未処理損失	2,088
		純資産合計	**14,081**
資産合計	**42,920**	**負債・純資産合計**	**42,920**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,571
営業費用	2,375
営業利益	196
営業外収益	1
営業外費用	—
経常利益	197
税引前当期純利益	197
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	195
前期繰越損失	2,283
当期未処理損失	2,088

第 19 期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区六本木六丁目２番31号
株式会社ナクアホテル＆リゾーツマネジメント
代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	591,586
	固定資産	42,483
	資産合計	**634,069**
負債及び純資産の部	流動負債	473,251
	固定負債	540
	株主資本	160,278
	資本金	10,000
	利益剰余金	152,778
	その他利益剰余金	152,778
	（うち当期純損失）	（813）
	自己株式	△2,500
	負債・純資産合計	**634,069**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都昭島市拝島町一丁目８番19号
株 式 会 社 藤 交 通
代表取締役　宮地　隆一

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,861
	固定資産	186,581
	合計	286,442
負純資債産及のび部	流動負債	20,740
	固定負債	206,129
	株主資本	59,572
	資本金	12,000
	利益剰余金	47,572
	その他利益剰余金	47,572
	（うち当期純利益）	(6,237)
	合計	286,442

第 7 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＥＳＲ幸浦２特定目的会社
取締役　滝澤　弘子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	37,759	流動負債	600
固定資産	37,759	固定負債	30,171
その他の資産の部	2,721	負債合計	30,771
流動資産	2,685	社員資本	9,708
固定資産	32	特定資本金	5
繰延資産	4	優先資本金	13,930
		剰余金	△4,226
		当期未処理損失	4,226
		純資産合計	9,708
資産合計	40,479	負債・純資産合計	40,479

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	100
営業費用	2,090
営業損失	1,990
営業外収益	0
営業外費用	1
経常損失	1,991
税引前当期純損失	1,991
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,992
前期繰越損失	2,234
当期未処理損失	4,226

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
マークフォージド・ジャパン株式会社
代表取締役　シャイ・テレム

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,347,898
	合計	20,347,898
負純資債産及のび部	流動負債	2,435,688
	株主資本	17,912,210
	資本金	1
	利益剰余金	17,912,209
	その他利益剰余金	17,912,209
	（うち当期純利益）	(5,366,747)
	合計	20,347,898

第 8 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Minami Aoyama Development特定目的会社
取締役　マクドナルド・グレゴリー・ジェー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	235,952	流動負債	151,706
		負債合計	151,706
		社員資本	84,247
		特定資本金	100
		優先資本金	789,500
		剰余金	△705,353
		当期未処理損失	705,353
		純資産合計	84,247
資産合計	235,952	負債・純資産合計	235,952

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	14,111,639
営業費用	11,362,513
営業損失	2,749,124
営業外収益	385
営業外費用	90,554
経常損失	2,658,955
税引前当期純損失	2,658,955
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	2,658,665

第 29 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
東京都品川区東品川二丁目２番８号
株式会社ホリスター
代表取締役　西村　敬

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,275,376
	固定資産	339,488
	合計	5,614,865
負純資債産及のび部	流動負債	2,454,407
	固定負債	356,065
	退職給与引当金	356,065
	株主資本	2,804,392
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,704,392
	その他利益剰余金	2,704,392
	（繰越利益剰余金）	(2,704,392)
	（うち当期純利益）	(175,354)
	合計	5,614,865

第 63 期 決 算 公 告

令和７年３月24日
神奈川県横浜市戸塚区柏尾町１番地
ブリヂストン化工品ジャパン株式会社
代表取締役　西北　行伸

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,070	流動負債	30,792
固定資産	2,393	（賞与引当金）	(284)
		固定負債	2,285
		（引当金）	(1,339)
		株主資本	14,386
		資本金	400
		資本剰余金	1,117
		その他資本剰余金	1,117
		利益剰余金	12,869
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	12,769
資産合計	47,464	負債・純資産合計	47,464

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	85,742
売上原価	72,167
売上総利益	13,575
販売費及び一般管理費	8,991
営業利益	4,583
営業外収益	46
営業外費用	13
経常利益	4,617
特別利益	6
特別損失	0
税引前当期純利益	4,623
法人税、住民税及び事業税	1,436
法人税等調整額	△3
当期純利益	3,191

第１期決算公告　令和７年４月16日

京都市伏見区桃山町根来12番地４
ＵＤＯＮ株式会社
代表取締役　小𠮷　達也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	510,179
	固定資産	28,819,283
	繰延資産	115
	合計	29,329,579
負純資債産及のび部	流動負債	325,278
	固定負債	30,130,000
	株主資本	△1,125,699
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△1,125,799
	その他利益剰余金	△1,125,799
	（うち当期純損失）	(1,125,799)
	合計	29,329,579

第 22 期 決 算 公 告

令和７年４月16日
神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
Ｔｉａｎｍａ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役執行役員社長　于　徳樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,333	流動負債	17,602
固定資産	1,710	賞与引当金	668
繰延資産	137	固定負債	3,198
		退職給付引当金	3,001
		株主資本	8,379
		資本金	100
		資本剰余金	5,200
		資本準備金	5,200
		利益剰余金	3,079
		その他利益剰余金	3,079
資産合計	29,180	負債・純資産合計	29,180

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	55,481
売上原価	52,698
売上総利益	2,783
販売費及び一般管理費	2,073
営業利益	710
営業外収益	541
営業外費用	74
経常利益	1,177
特別損失	7
税引前当期純利益	1,170
法人税、住民税及び事業税	118
法人税等調整額	△57
当期純利益	1,109

第３期決算公告

令和７年４月16日
東京都港区白金台三丁目10番10号
Dorchester Collection Japan株式会社
代表取締役　アフマド・ファール
ディーン・モド・アズラエ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,638,118
	固定資産	0
	合計	2,638,118
負債及び純資産の部	流動負債	72,687,219
	賞与引当金	4,849,575
	株主資本	△70,049,101
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△70,149,101
	その他利益剰余金	△70,049,101
	（うち当期純損失）	(42,082,036)
	合計	2,638,118

第23期決算公告

令和７年４月16日
東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目31番２号
株式会社エンディングプラン
代表取締役　平本百合子

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,768
	固定資産	120
	資産合計	1,888
負債及び純資産の部	流動負債	40,967
	株主資本	△39,079
	資本金	15,000
	利益剰余金	△54,079
	その他利益剰余金	△54,079
	（うち当期純損失）	(5,667)
	負債・純資産合計	1,888

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目三一番二号
株式会社エンディングプラン
代表取締役　平本百合子

第84期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区大手町一丁目５番４号
安田工業株式会社
取締役社長　荒木　信仁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,243,589
	固定資産	950,160
	合計	2,193,749
負債及び純資産の部	流動負債	889,259
	固定負債	982,616
	引当金	5,000
	株主資本	316,874
	資本金	100,000
	利益剰余金	216,874
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	191,874
	合計	2,193,749

(注)　当期純利益　11,602千円

決算公告

令和７年４月16日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿16階
株式会社Bucketplace Japan
代表取締役　ゾン・セヒョン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	56,984
	固定資産	4,142
	資産合計	61,127
負債及び純資産の部	流動負債	6,595
	株主資本	54,531
	資本金	90,000
	資本剰余金	260,000
	その他資本剰余金	260,000
	利益剰余金	△295,468
	その他利益剰余金	△295,468
	（うち当期純損失）	(135,315)
	負債・純資産合計	61,127

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号リンクスクエア新宿一六階
株式会社Bucketplace Japan
代表取締役　ゾン・セヒョン

決算公告

令和７年４月16日
石川県珠洲市上戸町北方４字177番地３
アステナミネルヴァ株式会社
代表取締役　清水雅楽乃

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	159,951
	固定資産	5,826
	資産合計	165,778
負債及び純資産の部	流動負債	423,698
	賞与引当金	2,964
	株主資本	△257,919
	資本金	10,000
	利益剰余金	△267,919
	その他利益剰余金	△267,919
	（うち当期純損失）	(127,687)
	負債・純資産合計	165,778

第59期決算公告

令和７年４月16日
横浜市都筑区牛久保西二丁目４番８号
株式会社旭屋
代表取締役　石川　和夫

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,090
	固定資産	3,191
	資産合計	27,281
負債及び純資産の部	流動負債	24,204
	株主資本	3,077
	資本金	12,000
	利益剰余金	△8,922
	利益準備金	550
	その他利益剰余金	△9,472
	（うち当期純利益）	(792)
	負債・純資産合計	27,281

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
横浜市都筑区牛久保西二丁目四番八号
株式会社旭屋
代表取締役　石川　和夫

第67期決算公告

令和７年４月16日
横浜市神奈川区入江二丁目４番32号
信和工業株式会社
代表取締役　松本　善司

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,284
	固定資産	147,290
	合計	268,574
負債及び純資産の部	流動負債	131,586
	固定負債	308,024
	株主資本	△171,036
	資本金	28,000
	利益剰余金	△199,036
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	△199,061
	（うち当期純損失）	(2,478)
	合計	268,574

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車部品製造事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年六月二日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年四月八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年四月十六日
横浜市金沢区鳥浜町三番地九
（甲）信和工業株式会社
代表取締役　新居　達昭
横浜市神奈川区入江二丁目四番三二号
（乙）信和工業株式会社
代表取締役　松本　善司

第２期決算公告

令和７年４月16日
石川県珠洲市上戸町北方４字177番地３
株式会社ＰＩＸＴＵＲＥ
代表取締役　今井比以呂

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,127
	固定資産	8,353
	繰延資産	173
	資産合計	37,654
負純資産の債及び部	流動負債	228
	株主資本	△12,573
	資本金	3,000
	利益剰余金	△15,573
	その他利益剰余金	△15,573
	（うち当期純損失）	(12,082)
	新株予約権	50,000
	負債・純資産合計	37,654

第７期決算公告

令和７年４月16日
愛知県みよし市三好丘七丁目８番地13
株式会社リーディアホールディングス
代表取締役　佐原　俊洋

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15
	固定資産	621
	合計	636
負純資産の債及び部	流動負債	308
	固定負債	362
	株主資本	△34
	資本金	1
	利益剰余金	△35
	その他利益剰余金	△35
	（うち当期純損失）	(19)
	合計	636

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年四月三十日をもって、資本準備金の額を減少することとし、その効力発生日と同日をもって、資本準備金の額を増加することとしました。

１　減少する資本準備金の額
資本準備金の額のうち、金三百六十三億六千万円を減少して、金一億円とします。

２　増加する資本準備金の額
資本準備金の額のうち、金三百六十三億六千万円を、株式会社ＭＥＩＫＯとの株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加する資本準備金の額とします。

３　効力発生日
令和七年四月三十日

４　本株式交換の概要
本株式交換は、令和七年三月二十七日に効力発生日を令和七年四月三十日とする株式会社ＭＥＩＫＯと当社との株式交換であり、本株式交換により、株式会社ＭＥＩＫＯの株主に対して交付する当社の株式の数は、株式会社ＭＥＩＫＯの株主に対して交付する当社の株式の数及び株式交換による資本準備金の増加額を減少することについて、本株式交換の決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
愛知県みよし市三好丘七丁目八番地一三
株式会社リーディアホールディングス
代表取締役　佐原　俊洋

第１期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区平河町二丁目７－５
砂防会館本館１階
ＣＡＪＡＩＣ　ＳＰＣ株式会社
代表取締役　加藤　誠人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	10
	固定資産	379
	資産合計	389
負純資産の債及び部	流動負債	0
	固定負債	320
	株主資本	69
	資本金	70
	利益剰余金	△1
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(1)
	負債・純資産合計	389

第12期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区平河町二丁目７番５号
クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社
代表取締役　加藤　誠人

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	408
	固定資産	25
	資産合計	433
負純資産の債及び部	流動負債	72
	固定負債	84
	退職給付引当金	84
	株主資本	277
	資本金	100
	利益剰余金	177
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	152
	（うち当期純利益）	(90)
	負債・純資産合計	433

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都千代田区平河町二丁目七番五号
（甲）クラウンエイジェンツ・ジャパン株式会社
代表取締役　加藤　誠人
東京都千代田区平河町二丁目七―五砂防会館本館一階
（乙）ＣＡＪＡＩＣ　ＳＰＣ株式会社
代表取締役　加藤　誠人

第10期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区神田和泉町１－７－５
株式会社セカンドトラスト
代表取締役　服部　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,272
	固定資産	108,770
	合計	112,042
負純資産の債及び部	流動負債	442
	固定負債	8,590
	株主資本	103,010
	資本金	25,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	28,010
	その他利益剰余金	28,010
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	112,042

第８期決算公告

令和７年４月16日
東京都千代田区神田佐久間町一丁目８番４号アルテール秋葉原708
株式会社ティーインベストメント
代表取締役　服部　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,488
	固定資産	82,620
	合計	85,108
負純資産の債及び部	流動負債	1
	固定負債	37,901
	株主資本	47,206
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△2,794
	その他利益剰余金	△2,794
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	85,108

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
東京都千代田区神田佐久間町一丁目八番四号アルテール秋葉原七〇八
（甲）株式会社ティーインベストメント
代表取締役　服部　浩一
東京都千代田区神田和泉町一―七―五
（乙）株式会社セカンドトラスト
代表取締役　服部　浩一

第35期決算公告

令和７年４月16日
名古屋市守山区鳥羽見二丁目20番25号
株式会社アイテツエファー
代表取締役　清水　敬央

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	36,292
	固定資産	244
	合計	36,536
負純資産の債及び部	流動負債	9,379
	株主資本	27,158
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,258
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	18,758
	（うち当期純損失）	(6,408)
	自己株式	△4,100
	合計	36,536

第52期決算公告

令和７年４月16日
名古屋市名東区社台一丁目67番地の３
株式会社アイテツ
代表取締役　清水　敬央

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,263,254
	固定資産	334,346
	合計	1,597,600
負純資産の債及び部	流動負債	787,692
	固定負債	80,000
	株主資本	729,909
	資本金	24,000
	利益剰余金	726,000
	利益準備金	20,400
	その他利益剰余金	705,600
	（うち当期純利益）	(21,087)
	自己株式	△20,091
	合計	1,597,600

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日
名古屋市名東区社台一丁目六七番地の三
（甲）株式会社アイテツ
代表取締役　清水　敬央
名古屋市守山区鳥羽見二丁目二〇番二五号
（乙）株式会社アイテツエファー
代表取締役　清水　敬央

第 16 期 決 算 公 告

2025 年 4 月 16 日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡テキスタイル株式会社

代表取締役社長　村田　　馨

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,902	流動負債	2,451
固定資産	2,478	賞与引当金	36
		役員賞与引当金	0
		その他	2,414
		固定負債	1,577
		退職給付引当金	1,438
		その他	138
		負債合計	**4,029**
		株主資本	4,352
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,999
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	499
		利益剰余金	△ 8,647
		その他利益剰余金	△ 8,647
		純資産合計	**4,352**
資産合計	**8,381**	**負債・純資産合計**	**8,381**

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	13,393	特別損失	3
売上原価	11,530	税引前当期純損失	249
売上総利益	1,863	法人税、住民税及び事業税	△ 130
販売費及び一般管理費	2,198	法人税等調整額	118
営業損失	334	当期純損失	237
営業外収益	106		
営業外費用	16		
経常損失	245		

第 75 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　　東京都港区虎ノ門一丁目23番１号

日本アルコン株式会社

代表取締役　ステファン・アイゲンマン

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	54,338	流動負債	38,754
固定資産	6,946	賞与引当金	1,264
		製品保証引当金	140
		その他	37,350
		固定負債	569
		負債合計	**39,324**
		株主資本	21,960
		資本金	500
		資本剰余金	3,517
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	3,511
		利益剰余金	17,943
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	17,818
		純資産合計	**21,960**
資産合計	**61,285**	**負債・純資産合計**	**61,285**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	83,982	特別損益	0
売上原価	61,254	税引前当期純利益	6,323
売上総利益	22,727	法人税、住民税及び事業税	962
販売費及び一般管理費	16,136	法人税等調整額	1,016
営業利益	6,590	当期純利益	4,345
営業外損益	△ 268		
経常利益	6,322		

第 16 期 決 算 公 告

2025 年 4 月 16 日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡メカトロニクス株式会社

代表取締役社長　増田　敏浩

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,919	流動負債	16,353
固定資産	13,958	賞与引当金	36
		役員賞与引当金	0
		その他	16,317
		固定負債	1,369
		退職給付引当金	1,264
		その他	105
		負債合計	**17,723**
		株主資本	4,154
		資本金	4,000
		資本剰余金	1,300
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	300
		利益剰余金	△ 1,145
		その他利益剰余金	△ 1,145
		純資産合計	**4,154**
資産合計	**21,878**	**負債・純資産合計**	**21,878**

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	9,480	特別利益	0
売上原価	8,994	特別損失	165
売上総利益	486	税引前当期純利益	83
販売費及び一般管理費	1,257	法人税、住民税及び事業税	△ 177
営業損失	771	法人税等調整額	79
営業外収益	1,196	当期純利益	181
営業外費用	176		
経常利益	249		

第 16 期 決 算 公 告

2025 年 4 月 16 日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ブレーキ株式会社

代表取締役社長　服部　恭輝

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,401	流動負債	4,533
固定資産	7,028	製品保証引当金	109
		賞与引当金	74
		役員賞与引当金	0
		その他	4,348
		固定負債	2,566
		退職給付引当金	2,519
		その他	46
		負債合計	**7,099**
		株主資本	16,198
		資本金	9,447
		資本剰余金	3,879
		資本準備金	3,447
		その他資本剰余金	432
		利益剰余金	2,871
		その他利益剰余金	2,871
		評価・換算差額等	131
		その他有価証券評価差額金	131
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		純資産合計	**16,330**
資産合計	**23,430**	**負債・純資産合計**	**23,430**

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,378	特別利益	2
売上原価	15,044	特別損失	3
売上総利益	3,333	税引前当期純利益	1,471
販売費及び一般管理費	2,593	法人税、住民税及び事業税	318
営業利益	740	法人税等調整額	75
営業外収益	772	当期純利益	1,078
営業外費用	40		
経常利益	1,473		

第 89 期 決 算 公 告

令和７年４月16日　埼玉県熊谷市千代39番地

株式会社ヴァレオジャパン

代表取締役　アレクサンドル・ギアー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,894	流動負債	33,011
固定資産	30,172	（賞与引当金）	(988)
		（製品保証引当金）	(347)
		（組織編成引当金）	(191)
		固定負債	3,913
		（製品保証引当金）	(569)
		（退職給付引当金）	(981)
		（役員退職慰労引当金）	(71)
		（環境引当金）	(818)
		（永年勤続表彰引当金）	(249)
		負債合計	**36,924**
		株主資本	13,664
		資本金	9,100
		資本剰余金	2,501
		資本準備金	2,471
		その他資本剰余金	30
		利益剰余金	2,063
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	2,061
		評価換算差額等	2,477
		その他有価証券評価差額金	△ 11
		土地再評価差額金	2,487
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	**16,142**
資産合計	**53,066**	**負債・純資産合計**	**53,066**

損益計算書の要旨（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	72,978	経常利益	2,937
売上原価	59,652	特別利益	10
売上総利益	13,326	特別損失	526
販売費及び一般管理費	9,778	税引前当期純利益	2,420
営業利益	3,549	法人税、住民税及び事業税	327
営業外収益	518	法人税等調整額	46
営業外費用	1,130	当期純利益	2,047

第 16 期 決 算 公 告

2025年４月16日　東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡ケミカル株式会社

代表取締役社長　石松　毅志

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,958	流動負債	1,809
固定資産	5,401	賞与引当金	40
		役員賞与引当金	0
		その他	1,768
		固定負債	1,516
		退職給付引当金	1,481
		その他	34
		負債合計	**3,325**
		株主資本	7,034
		資本金	3,000
		資本剰余金	815
		資本準備金	750
		その他資本剰余金	65
		利益剰余金	3,218
		その他利益剰余金	3,218
		純資産合計	**7,034**
資産合計	**10,359**	**負債・純資産合計**	**10,359**

損益計算書の要旨

（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,541	特別利益	0
売上原価	8,236	特別損失	2
売上総利益	2,305	税引前当期純利益	626
販売費及び一般管理費	1,717	法人税、住民税及び事業税	180
営業利益	587	法人税等調整額	7
営業外収益	43	当期純利益	439
営業外費用	1		
経常利益	629		

第 71 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　大阪府吹田市江坂町１丁目12番40号

エースコック株式会社

代表取締役社長　村岡　寛人

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,138	流動負債	11,671
固定資産	26,937	賞与引当金	109
		その他	11,562
		固定負債	966
		役員退職慰労引当金	43
		その他	923
		負債合計	**12,638**
		株主資本	34,244
		資本金	1,924
		資本剰余金	1,549
		資本準備金	1,549
		利益剰余金	30,771
		利益準備金	311
		その他利益剰余金	30,459
		自己株式	△ 0
		評価・換算差額等	1,192
		その他有価証券評価差額金	1,192
		純資産合計	**35,437**
資産合計	**48,076**	**負債・純資産合計**	**48,076**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	35,924	特別利益	561
売上原価	27,643	特別損失	265
売上総利益	8,281	税引前当期純利益	6,809
販売費及び一般管理費	6,505	法人税、住民税及び事業税	30
営業利益	1,776	法人税等調整額	△ 560
営業外収益	4,777	当期純利益	7,338
営業外費用	39		
経常利益	6,513		

令和６年事業年度決算公告

令和７年４月16日　神奈川県厚木市飯山南三丁目17番72号

ヴァレオ カペック ジャパン株式会社

代表取締役社長　室伏謙一郎

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,859,056	流動負債	3,762,758
固定資産	4,826,435	（賞与引当金）	(22,520)
有形固定資産	4,649,953	（製品保証引当金）	(1,865)
無形固定資産	2,065	固定負債	1,253,569
投資その他の資産	174,417	（退職給付引当金）	(1,230,842)
		（永年勤続表彰引当金）	(14,516)
		（製品保証引当金）	(8,210)
		負債合計	**5,016,328**
		株主資本	4,669,164
		資本金	2,460,000
		資本剰余金	1,141,300
		資本準備金	1,141,300
		利益剰余金	1,067,864
		利益準備金	26,923
		その他利益剰余金	1,040,941
		純資産合計	**4,669,164**
資産合計	**9,685,492**	**負債・純資産合計**	**9,685,492**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	11,289,539	特別利益	0
売上原価	9,553,462	特別損失	51,440
売上総利益	1,736,076	税引前当期純利益	643,825
販売費及び一般管理費	1,044,875	法人税、住民税及び事業税	113,124
営業利益	691,200	法人税等調整額	4,377
営業外収益	16,814	当期純利益	526,322
営業外費用	12,749		
経常利益	695,265		

第 73 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

青森市大字牛館字松枝52番地１

株 式 会 社 ヤ マ イ シ

代表取締役　石川　栄一

貸借対照表の要旨

（令和６年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,649,704
	固定資産	1,897,010
	資産合計	**4,546,715**
負債及び純資産の部	流動負債	1,533,544
	（納税引当金）	(43,299)
	（役員賞与引当金）	(7,620)
	固定負債	639,812
	（建物解体引当金）	(100,000)
	（投資等引当金）	(176,000)
	負債合計	**2,173,356**
	株主資本	2,373,358
	資本金	75,000
	資本剰余金	208,694
	資本準備金	208,694
	利益剰余金	2,089,663
	利益準備金	150,000
	その他利益剰余金	1,939,663
	（うち当期純利益）	(243,714)
	純資産合計	**2,373,358**
	負債・純資産合計	**4,546,715**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年四月十六日

青森市大字牛館字松枝五二番地一

（甲）株式会社ヤマイシ

代表取締役　石川　栄一

青森市新町一丁目九番八号

（乙）株式会社サカエ企画

代表取締役　吉田　繁

第 24 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

青森市新町一丁目９番８号

株式会社サカエ企画

代表取締役　吉田　　繁

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,320
	固定資産	1,146
	資産合計	**9,466**
負債及び純資産の部	流動負債	29,417
	（納税引当金）	(70)
	株主資本	△ 19,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 29,951
	その他利益剰余金	△ 29,951
	（うち当期純損失）	(5,284)
	負債・純資産合計	**9,466**

第 2 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

石川県珠洲市上戸町北方４字177番地３

株式会社ＮＡＩＡ

代表取締役　清水雅楽乃

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	103,814
	固定資産	160
	繰延資産	176
	資産合計	**104,151**
負債純資産及び部	流動負債	136,699
	株主資本	△32,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	△42,548
	その他利益剰余金	△42,548
	（うち当期純損失）	(35,288)
	負債・純資産合計	**104,151**

第５期決算公告　　令和７年３月14日

大阪府大阪市淀川区宮原一丁目６番１号

株式会社ＥＭテクノロジー研究所

代表取締役社長　佐藤　夏苗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	950,220
	固定資産	98,572
	資産合計	**1,048,792**
負債純資産及び部	流動負債	448,559
	賞与引当金	126,995
	株主資本	600,233
	資本金	5,000
	利益剰余金	595,232
	その他利益剰余金	595,232
	（うち当期純利益）	(87,415)
	負債・純資産合計	**1,048,792**

第 65 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

新潟市中央区米山４丁目６番12号

株式会社ナカムラ

代表取締役　古屋　裕之

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,650,449
	固定資産	1,518,560
	資産合計	**4,169,009**
負債及び純資産の部	流動負債	2,715,705
	固定負債	556,408
	退職給付引当金	48,000
	その他	508,408
	負債合計	**3,272,113**
	株主資本	896,896
	資本金	85,000
	資本剰余金	85,000
	その他資本剰余金	85,000
	利益剰余金	726,896
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	718,896
	（うち当期純利益）	(284,444)
	純資産合計	**896,896**
	負債・純資産合計	**4,169,009**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月十六日

新潟市中央区米山四丁目六番一二号

（甲）株式会社ナカムラ

代表取締役　古屋　裕之

新潟市中央区鐙西二丁目九番一七号

（乙）株式会社新潟設備センター

代表取締役　阿部　良信

第 44 期 決 算 公 告

令和７年４月16日

新潟市中央区鐙西２丁目９番17号

株式会社新潟設備センター

代表取締役　阿部　良信

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	21,713
	固定資産	1,806
	資産合計	**23,519**
負債純資産及び部	流動負債	17,280
	固定負債	—
	株主資本	6,239
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 3,761
	その他利益剰余金	△ 3,761
	（うち当期純利益）	(4,155)
	負債・純資産合計	**23,519**

第 65 期決算公告　　令和７年４月16日

兵庫県明石市貴崎５丁目９―19

朝日アルミニウム株式会社

代表取締役社長　上安　孝明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,960,735
	固定資産	5,260,244
	合計	**12,220,980**
負債純資産及び部	流動負債	5,711,646
	固定負債	4,465,361
	株主資本	2,043,972
	資本金	49,500
	利益剰余金	2,794,472
	利益準備金	12,375
	その他利益剰余金	2,782,097
	（うち当期純利益）	(152,036)
	自己株式	△800,000
	合計	**12,220,980**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年３月27日

東京都品川区東五反田二丁目10番２号

一般社団法人日本スピードゴルフ協会

代表理事　石坂　信也

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,593,421
	合計	**1,593,421**
負債純資産及び部	流動負債	669,408
	負債合計	**669,408**
	利益剰余金	924,013
	繰越利益剰余金	924,013
	純資産合計	**925,013**
	合計	**1,593,421**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年３月28日

新潟県長岡市与板町本与板45番地

株式会社サカタ製作所

代表取締役　坂田　匠

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,151,362
	固定資産	4,104,149
	資産合計	**7,255,512**
負債及び純資産の部	流動負債	1,898,919
	（うち賞与引当金）	(114,631)
	固定負債	888,056
	（うち退職給付引当金）	(314,847)
	負債合計	**2,786,975**
	株主資本	4,451,725
	資本金	13,200
	資本剰余金	4,800
	資本準備金	4,800
	利益剰余金	4,452,625
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,447,625
	（うち当期純利益）	(287,368)
	自己株式	△ 18,899
	評価・換算差額等	16,810
	その他有価証券評価差額金	16,810
	純資産合計	**4,468,536**
	負債・純資産合計	**7,255,512**

決　算　公　告

令和７年４月16日

千葉県野田市堤根112番地６

株式会社ジョイ・フローラ

代表取締役　小栗　政克

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	163,888
	固定資産	303,295
	資産合計	**467,184**
負債及び純資産の部	流動負債	102,376
	（賞与引当金）	(4,768)
	固定負債	89,079
	（退職給付引当金）	(80,261)
	株主資本	275,728
	資本金	20,000
	資本剰余金	219,029
	資本準備金	3,000
	その他資本剰余金	216,029
	利益剰余金	36,698
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	34,698
	（うち当期純利益）	(26,547)
	負債・純資産合計	**467,184**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年四月十六日

千葉県野田市堤根一一二番地六

（甲）株式会社ジョイ・フローラ

代表取締役　小栗　政克

東京都台東区西浅草一丁目七番一六号

（乙）株式会社エイエムフーズ

代表取締役　小栗　政克

決算公告　令和７年４月16日

東京都台東区西浅草一丁目７番16号

株式会社エイエムフーズ

代表取締役　小栗　政克

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	237,623
	固定資産	48,785
	資産合計	**286,409**
負債及び純資産の部	流動負債	15,394
	（賞与引当金）	(1,196)
	固定負債	73,761
	（退職給付引当金）	(7,101)
	株主資本	197,252
	資本金	10,000
	利益剰余金	187,252
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	184,752
	（うち当期純利益）	(26,395)
	負債・純資産合計	**286,409**

第 64 期 決 算 公 告

2025年３月31日

長野県北佐久郡御代田町大字塩野400番１

大浅間ゴルフ株式会社

代表取締役社長　玉置　敏浩

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	234,373
	固定資産	702,920
	有形固定資産	698,175
	無形固定資産	2,155
	投資その他の資産	2,589
	資産合計	**937,293**
負債及び純資産の部	流動負債	31,586
	（うち賞与引当金）	(4,023)
	固定負債	1,152,552
	（うち退職給付引当金）	(37,605)
	（うち役員退職引当金）	(924)
	負債合計	**1,184,138**
	株主資本	△246,845
	資本金	150,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	90,000
	利益剰余金	△486,845
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	△501,845
	（うち当期純利益）	(12,250)
	純資産合計	**△246,845**
	負債・純資産合計	**937,293**

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は下記のとおりです。

令和七年四月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Kitasando Development特定目的会社

取締役　マクドナルド・グレゴリー・ジェー

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資九万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年五月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Kitasando Development特定目的会社

取締役　マクドナルド・グレゴリー・ジェー

第　8　期　決　算　公　告

令和７年４月16日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング11階

Kitasando Development特定目的会社

取締役　マクドナルド・グレゴリー・ジェー

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,436,734	流動負債	243,077
その他資産	3,101,179	固定負債	2,425,305
流動資産	3,098,641	**負債合計**	**2,668,382**
繰延資産	2,538	社員資本	1,869,531
		特定資本金	200
		優先資本金	1,651,571
		剰余金	217,760
		当期未処分利益	217,760
		純資産合計	**1,869,531**
資産合計	**4,537,914**	**負債・純資産合計**	**4,537,914**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5,094,513
営業費用	3,706,740
営業利益	1,387,772
営業外収益	2,880
営業外費用	2,702
経常利益	1,387,950
税引前当期純利益	1,387,950
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	1,387,000

第29期決算公告　令和７年４月16日

大阪市北区天神橋１丁目13番15号

株式会社かんきょうムーブ

代表取締役　山梶　修平

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,870
	固定資産	36,964
	繰延資産	152
	合計	79,986
負債及び純資産の部	流動負債	8,668
	固定負債	12,790
	株主資本	58,528
	資本金	30,000
	利益剰余金	40,928
	その他利益剰余金	40,928
	（うち当期純損失）	(3,771)
	自己株式	△12,400
	合計	79,986

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十三日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年四月十六日

大阪市北区天神橋一丁目一三番一五号

株式会社かんきょうムーブ

代表取締役　山梶　修平

令和７年度給水装置工事主任技術者試験の公示

当財団は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の12第１項の規定に基づき、令和７年度給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務を次のとおり行うので公示します。

令和７年４月16日

東京都新宿区西新宿二丁目７番１号　新宿第一生命ビルディング12階

公益財団法人給水工事技術振興財団

理事長　岡澤　和好

１．試験地区

北海道、東北、関東、中部、関西、中国四国、九州、沖縄

２．試験期日　令和７年10月26日（日）

３．試験科目

⑴公衆衛生概論　⑵水道行政　⑶給水装置の概要　⑷給水装置の構造及び性能　⑸給水装置工事法　⑹給水装置施工管理法　⑺給水装置計画論　⑻給水装置工事事務論

４．試験科目の一部免除

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第１項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る１級又は２級の技術検定に合格した者（二次検定に限る。）は、上記試験科目のうち⑶給水装置の概要及び⑹給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

５．受験資格　給水装置工事に関して３年以上の実務の経験を有する者とする。

６．受験の手続

⑴　次の書類を提出すること。

①　給水装置工事主任技術者試験受験願書

②　給水装置工事実務従事証明書（前年度以前の受験者は、申請により提出を省略することができる。）

③　写真（旅券法施行規則（令和４年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）

⑵　試験科目の一部免除を受けようとする者は、次の書類を併せて提出すること。

①　給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書

②　１級又は２級管工事施工管理技術検定合格証明書の写し（二次検定に限る。）

⑶　当財団ホームページに掲載する受験申込書作成システムに必要事項を入力することにより、受験申請書（受験願書、実務従事証明書、一部免除申請書）が入手できる。上記の入手方法が困難な場合は当財団まで連絡すること。なお、受験申込書作成システムは、令和７年６月２日（月）10時から７月４日（金）17時まで利用可能とする。

７．受験願書等の書類の受付期間及び提出先

⑴　受験願書等の書類は、令和７年６月２日（月）から７月４日（金）（消印有効）までの間に公益財団法人給水工事技術振興財団国家試験部国家試験課（〒163―0712　東京都新宿区西新宿二丁目７番１号新宿第一生命ビルディング12階　電話　03―6911―2711㈹（音声案内①））に簡易書留郵便により提出すること。

⑵　やむを得ず受験願書等の書類を直接当財団に持参する場合の受付時間は、上記期間中（土曜日、日曜日を除く。）の午前10時から午後４時までとする。

⑶　提出した書類は返却しない。

⑷　申請した受験地区の変更を希望する場合は、所定の用紙を９月４日（木）までに当財団あて提出すること（必着）。

８．受験手数料

⑴　受験手数料は21,300円とする。

⑵　納付方法は、郵便振替又はクレジットカード決済とする。

⑶　受験手数料は、受験に関する書類の受付後は返却しない。

９．受験票の発送　受験票は、10月１日（水）に発送する。

10．試験結果の発表

試験の合格者は、令和７年11月28日（金）午前10時、当財団の掲示場に、その受験番号を掲示して発表するとともに、当財団のホームページ（https://www.kyuukou.or.jp）にも掲載して発表する。なお、合格者には合格証書を、不合格者にはその旨を記載した通知書を、それぞれ親展により送付する。

第26期決算公告

令和７年４月16日

東京都港区六本木六丁目２番31号

株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント

代表取締役　代田　量一

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,626,996
	固定資産	2,357,634
	資産合計	**14,984,630**
負債及び純資産の部	流動負債	9,122,958
	固定負債	2,921,653
	負債合計	**12,044,611**
	株主資本	2,940,019
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,129,824
	資本準備金	629,824
	その他資本剰余金	2,500,000
	利益剰余金	2,210,194
	利益準備金	5,764
	その他利益剰余金	2,204,430
	（うち当期純利益）	(632,210)
	自己株式	△2,500,000
	純資産合計	**2,940,019**
	負債・純資産合計	**14,984,630**

第19期決算公告

2025年４月16日

東京都千代田区大手町一丁目９番７号
大手町フィナンシャルシティサウスタワー

モルガン・スタンレー・ビジネス・グループ株式会社

代表取締役　ウィリアム・ブルノギ

貸借対照表の要旨

（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,913
	資産合計	**11,913**
負債及び純資産の部	流動負債	4,255
	固定負債	12,934
	退職給付引当金	1,751
	繰延報酬引当金	1,875
	親会社株式報酬費用引当金	3
	その他	9,304
	負債合計	**17,190**
	株主資本	△5,276
	資本金	0
	利益剰余金	△5,277
	その他利益剰余金	△5,277
	（うち当期純損失）	(255)
	純資産合計	**△5,276**
	負債・純資産合計	**11,913**